

第5次 21世紀御嵩町教育・夢プラン

笑顔を育み、笑顔をつなぐ 御嵩の教育・夢プラン

令和8年3月
御嵩町教育委員会

目 次

第1章	計画の策定にあたって		
1	計画策定の趣旨	．．．．	1
2	「21世紀御嵩町教育・夢プラン」策定の流れ	．．．．	2
3	計画の位置付け	．．．．	3
4	目標設定に基づいた進行管理	．．．．	4
第2章	教育を取り巻く環境		
1	社会状況の変化	．．．．	5
2	教育政策をめぐる動き	．．．．	7
3	社会教育・文化芸術・スポーツ政策をめぐる動き	．．．．	10
第3章	御嵩町の教育の状況		
1	御嵩町の現状	．．．．	12
第4章	御嵩町の教育を通して「目指す人間像」と「育みたい力」		
1	目指す人間像	．．．．	21
2	育みたい力	．．．．	22
第5章	基本目標と取り組む施策の体系		
1	基本目標	．．．．	23
2	施策の推進にあたって	．．．．	24
3	計画の体系	．．．．	25
第6章	施策の展開		
基本目標1	生きる力を育む教育の推進		
施策1	豊かな心の育成	．．．．	26
施策2	確かな学力の育成	．．．．	28
施策3	健やかな体の育成	．．．．	31
施策4	多様なニーズに応える教育の推進	．．．．	33
基本目標2	魅力ある学校教育の推進		
施策5	学びを支える教育体制の整備	．．．．	35
施策6	信頼される学校教育の推進	．．．．	37
基本目標3	学びを支える教育環境の整備		
施策7	安全・安心な学校づくり	．．．．	39
施策8	学習環境の整備及び運営管理	．．．．	41
基本目標4	愛情あふれる家庭教育の推進		
施策9	やさしさや思いやりを育む家庭教育の推進	．．．．	42

基本目標 5 生きがいと共生を目指す社会教育の推進

施策 10	生涯学習の推進	・ ・ ・ ・	4 4
施策 11	青少年の健全育成の推進	・ ・ ・ ・	4 6
施策 12	地域に根差した公民館活動の推進	・ ・ ・ ・	4 7
施策 13	歴史的資産の保存と文化活動の推進	・ ・ ・ ・	4 9
施策 14	中山道みたけ館を拠点とした郷土の学び と読書の推進	・ ・ ・ ・	5 1
施策 15	スポーツ活動の推進	・ ・ ・ ・	5 2
施策 16	スポーツ環境の充実	・ ・ ・ ・	5 3

施策別重点事業指標一覧	・ ・ ・ ・	5 4
-------------	---------	-----

※町が実施する施策ごとの重点事業の指標を掲載しています。

策定の経過

21世紀御嵩町教育・夢プラン策定協議会構成員 名簿	・ ・ ・ ・	5 9
御嵩町教育・夢プラン策定協議会 協議会の経過	・ ・ ・ ・	5 9

用語の解説	・ ・ ・ ・	6 0
-------	---------	-----

※本文中に *印のある用語について、その解説を掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

御嵩町では、本町教育の目指すべき方向性を明確にし、施策を体系的に推進するための指針として、平成13年度に「21世紀御嵩町教育・夢プラン」を策定しました。以来、社会情勢の変化に合わせ5年ごとに改訂を重ね、今回で第5次改訂を迎えます。

(1) 策定の背景

現在、私たちは少子高齢化の加速、デジタル化やグローバル化の進展、さらには不安定な世界情勢や気候変動など、予測困難な時代の中にいます。

教育現場においても、学びの多様化やICT*の活用、地域と共にある学校づくりなど、旧来の枠組みを超えた柔軟な対応が求められています。こうした変化の中で、一人ひとりが多様な価値観を認め合い、持続可能な社会の創り手として、個人と社会全体の「ウェルビーイング*」を向上させていくことが不可欠となっています。

(2) 本計画の役割と特徴

今回の改訂では、変化の激しい時代に即応し、より実効性の高い教育行政を推進するため、計画の体裁を抜本的に見直しました。

①教育大綱との役割分担

町の教育理念を示す「教育大綱」を本計画から切り離して別途定めることとしました。これにより、本計画は、大綱が掲げる基本方針を具体化し、実践に移すための「実効的な計画」として位置付け、施策の展開を図ります。

②成果指標による進捗管理の徹底

各施策において「重点事業」を特定し、その達成度を測るための「成果指標」を新たに導入しました。毎年の点検・評価において、客観的な数値や指標に基づいた振り返りを行うことで、PDCAサイクルを確実に回し、施策のたゆまぬ改善に繋がります。

(3) 計画の意義

本計画を通じて、すべての町民が郷土「みたけ」への誇りと愛着を持ち、共に学び合い、つながり合う中で、生きる喜びと充実感を獲得できる教育の実現を目指します。あわせて、教育という「人づくり」を軸として魅力ある町づくりを推進し、本町の持続的な活性化に寄与してまいります。

2 「21世紀御嵩町教育・夢プラン」策定の流れ

(1) 平成13年度(2001年度)初版策定

「21世紀御嵩町教育・夢プラン」は、学校週5日制の完全実施となる前年の平成13年度末に策定しました。学校週5日制の完全実施に入る節目の時期に、御嵩町教育の基本的な考え方を確かめながら、21世紀の教育のあるべき姿を視野に入れて策定しました。

(2) 平成18年度(2006年度)第1次改訂

教育基本法の改正や御嵩町第4次総合計画、次世代育成支援行動計画等々を踏まえ、初版策定5年後の平成18年度に、第1次改訂を行いました。

(3) 平成23年度(2011年度)第2次改訂

第1次改訂5年後の平成23年度には、第2次改訂を行いました。国の教育3法*の改正、教育振興基本計画の策定、「岐阜県教育ビジョン」の策定等々を踏まえ、その後の5年を見越した「21世紀御嵩町教育・夢プラン推進基本構想」を完成させました。これを基に「御嵩町教育の方針と重点(事務局関係)」及び「御嵩町・小中学校教育指導の方針と重点(小中学校関係)」を策定し、その具現に努めてきました。

(4) 平成28年度(2016年度)第3次改訂(全面改訂)

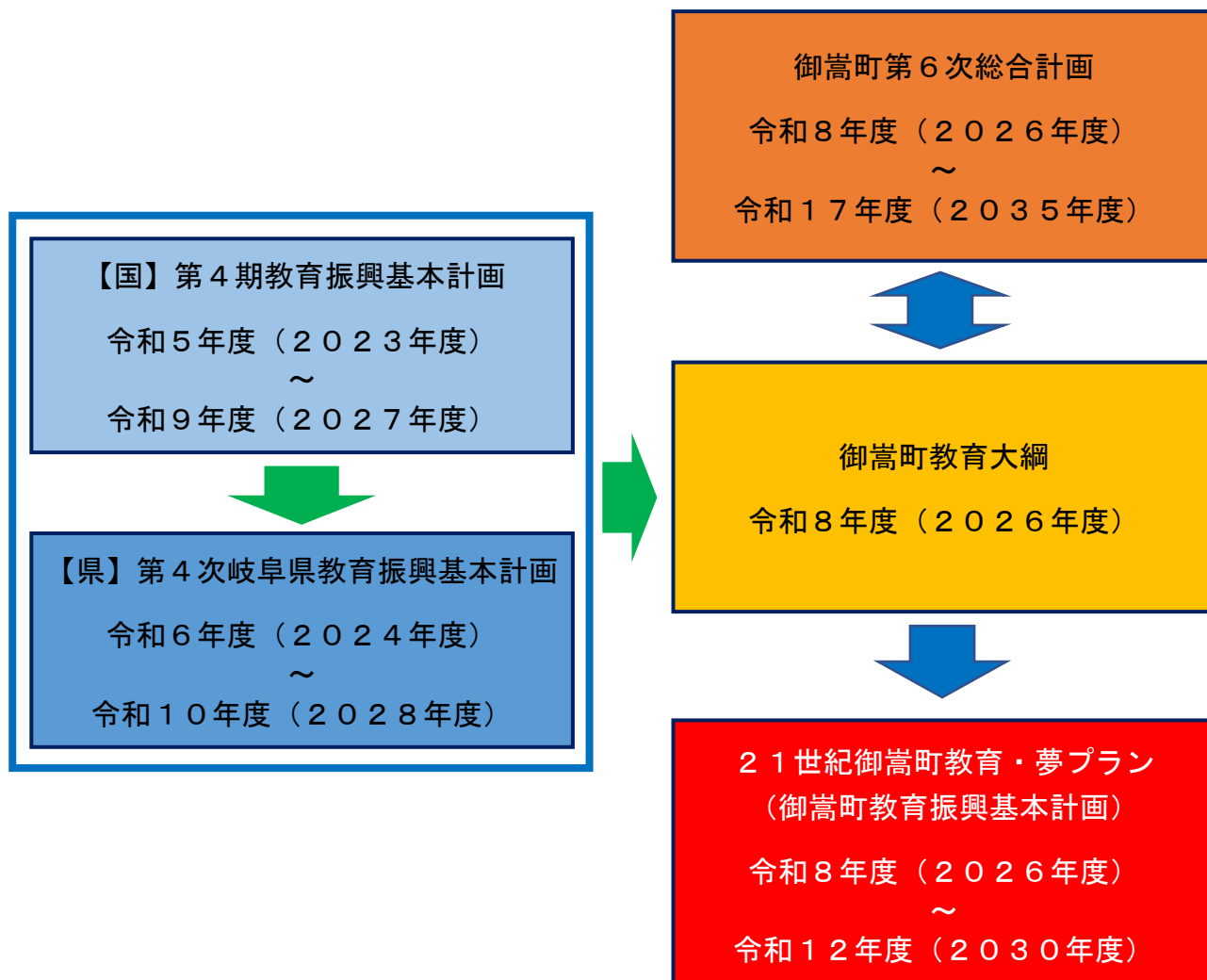
第2次改訂5年後の平成28年度からは、全面改訂の第3次改訂版となりました。策定にあたっては、「第2次岐阜県教育ビジョン」及び「御嵩町第5次総合計画」、今日的課題等を基にして、「21世紀御嵩町教育・夢プラン推進基本構想」を再構築しました。これを基に、「御嵩町教育の方針と重点(事務局関係)」及び「御嵩町・小中学校教育指導の方針と重点(小中学校関係)」を新たに策定しました。

(5) 令和3年度(2021年度)第4次改訂

第3次改訂の点検・評価を行い、重点事項の実践に努め、一部の加除修正等を行いながら、「21世紀御嵩町教育・夢プラン第4次改訂」を策定しました。社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題は多く、国や県、御嵩町の今日的課題を明確にし、施策等の内容を踏まえ、即対応しなければならない点について吟味し、策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、御嵩町における教育振興のための施策を定める基本的な計画です。また、「御嵩町教育大綱」の基本理念や基本方針を具体化し、実践に移すための「実効的な計画」として位置付けています。



本計画は、国の第4期教育振興基本計画及び県の第4次岐阜県教育振興基本計画を参酌し、見直しを図った計画です。

【教育基本法】

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 目標設定に基づいた進行管理

第5次21世紀御嵩町教育・夢プランにおいては、5つの基本目標に沿って、16の施策を設定しています。第6章では、47の重点事業について、重点事業の進捗状況を把握する「重点事業の指標」と、施策を展開する上で必要となる「主な取組」を示しました。

21世紀御嵩町教育・夢プランの進行管理にあたっては、御嵩町教育委員会点検評価会議を年度ごとに開催します。そして、施策の進捗状況や、「重点事業の指標」の達成状況を明らかにしたうえで、会議の意見を踏まえ、点検・評価を実施し、次年度以降の事業に反映させるため、P（Plan：計画）D（Do：実践）C（Check：点検・評価）A（Action：改善）のマネジメントサイクル*による進行管理を行います。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づく事務の点検・評価結果については、報告書を町議会に提出するとともに、町民にも公表し、町教育行政の運営の質の向上と効率化を図ります。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2章 教育を取り巻く環境

1 社会状況の変化

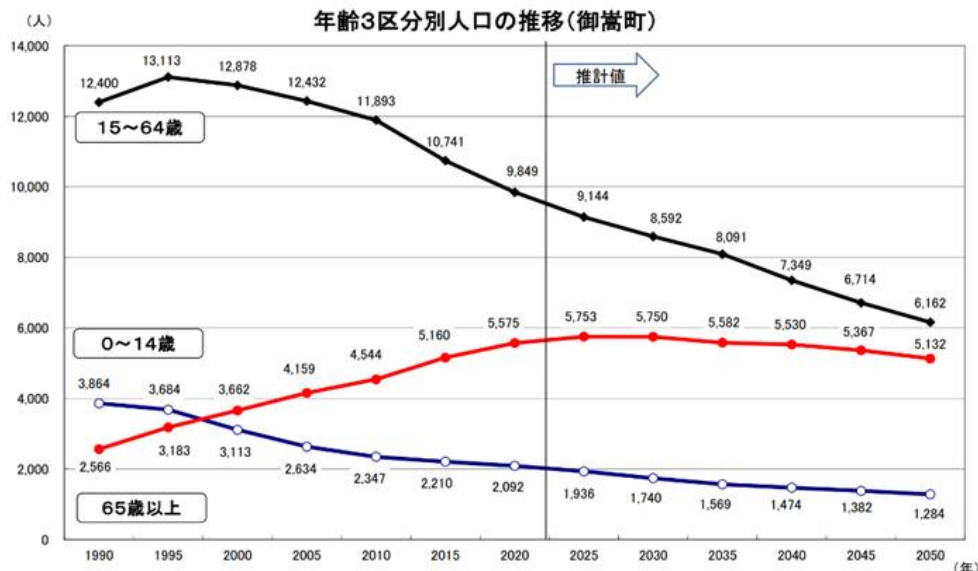
(1) 少子高齢化と人口減少社会の進行

本町においては、近年、少子化と人口減少が同時に進行し、地域社会に重大な影響を及ぼしています。過去10年間で総人口は約10%減少し、児童生徒数も同様に減少しています。さらに、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、現在では町人口の約3割を占める状況です。

このように出生数の減少が顕著であることから、将来的には学校規模の縮小や教育環境の維持が厳しくなる可能性が高いと予測されます。国や岐阜県の教育振興計画においても、少子高齢化の進行に伴う教育環境の変化に対応し、質の維持・向上を図るための施策が示されており、本町においてもこれらの方針を踏まえた対応が求められています。

地域全体で教育の質を維持・向上させるためには、学校・家庭・地域が一体となって支援体制を強化することが不可欠です。また、限られた人的・物的資源を効果的に活用し、子どもたちが健やかに成長できる環境の確保が必要です。

参考：将来の人口の見通し（年齢3区分別人口の推移） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」



(2) 家庭・地域社会の多様化と教育連携の必要性

現代における家庭環境は、共働き世帯及びひとり親家庭の増加に伴い多様化しています。この変化により、家庭内での教育機能に影響が生じており、特に多忙な家庭においては十分な教育支援が困難な場合があると指摘されています。これが児童生徒の学びや成長に影響を及ぼす懸念があります。

加えて、少子化や都市化の進展に伴い地域社会の人間関係が希薄化しており、その結果、地域資源の活用やボランティア活動が減少し、教育支援のネットワークが脆弱化しています。こうした課題に対し、国や岐阜県の教育振興計画では、家庭、学校及び地域が連携して教育環境を支える体制づくりの重要性が示されています。

本町においても、これらの方針を踏まえ、家庭・学校・地域が協力し、効果的な連携体制を構築することが不可欠です。地域全体で児童生徒を支える仕組みを整備し、安全かつ安心して学べる環境の提供に努めます。

(3) ICT*社会の進展とデジタル教育基盤*の整備

本町では、国のGIGAスクール構想*に基づき、小中学校の児童生徒一人一台の端末環境が整備され、ICT*活用が急速に進展しています。これにより、デジタル教材や遠隔授業、個別学習の多様な学習形態が導入され、教育の質の向上と、多様な環境における学びの機会の拡大が期待されています。

一方で、国や岐阜県の教育振興計画では、ICT*の活用による授業改善や個別最適な学びの充実、情報モラルの育成、さらには教職員のICT*活用能力向上といった点が強調されています。同時に、インターネット依存や情報リテラシー*不足、家庭のICT*環境格差といった課題への対応の必要性も示されています。

本町においても、これら国・県の指針を踏まえ、教職員のICT*指導力向上を図りつつ、保護者や地域と連携し、安全で安心な学習環境の整備を進めています。また、ICT*を有効に活用しつつ過度なフィルタリングを避けるなど、児童生徒に必要な情報アクセスを保障し、情報モラル教育*による適切なネット利用の啓発も強化していきます。

こうして、学校・家庭・地域が一体となってICT*教育の質の維持・向上に取り組むことで、すべての児童生徒が公平にICT*の恩恵を享受できる質の高い教育環境を構築し、未来の社会に適応できる人材の育成を目指します。

(4) 多様性の尊重と共生社会*への対応

御嵩町においては、多様な国籍や文化、価値観を持つ人々が共に生活する共生社会*が広がる中で、教育現場においても多様性の尊重が一層重要となっています。特に、外国につながるのある児童生徒や障がい・発達特性を有する児童生徒が増加しており、それぞれの背景に応じたきめ細かな支援体制の整備が喫緊の課題となっています。

また、社会全体でジェンダー平等や個人の尊重といった人権意識の高まりを受け、児童生徒が互いの違いを理解し、多様性を認め合う教育の実践がより一層求められています。こうした教育の推進を通じて、文化的背景や障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学び、成長できる包摂的な教育環境の整備を目指します。

国や岐阜県の教育振興計画においても、多様性の尊重や包括的な教育*の推進、特別支援教育*の充実、ジェンダー平等*の促進、地域や保護者との連携強化が重要施策として示されています。これらの方針を踏まえ、御嵩町では教職員の専門性向上に加え、保護者や地域との連携体制を強化し、一人ひとりの児童生徒に寄り添った教育を推進していきます。

(5) 未来を見据えたキャリア形成と学びの保障

現代社会は急速に変化し、その先の状況を予測することが困難な時代となっています。このような状況に対応するためには、単なる知識の習得にとどまらず、課題を発見し解決する能力、他者と協働する力、主体性や探究心といった非認知能力*の育成が極めて重要です。これらの能力は、多様な環境に柔軟に対応できる人材を育てる基盤となります。

また、児童生徒が将来を見据え、自らの人生を主体的に切り拓くためには、職業観や勤労観の醸成が不可欠です。特に、経済的に困難な状況にある家庭の児童生徒に対しては、学習機会の保障と支援の充実が求められています。こうした教育格差の解消は、すべての児童生徒が公平かつ包摂的な教育*環境のもとで学ぶことを可能にし、その結果、将来にわたり社会に貢献できる人材の育成につながります。

国や岐阜県の教育振興計画においても、非認知能力*の育成やキャリア教育*の充実、教育機会の均等確保などが重視されており、学校・家庭・地域が一体となって支援体制を強化することが示されています。本町においても、これらの方針を踏まえ、公平で包摂的な学びの環境づくりを推進していきます。

2 教育政策をめぐる動き

(1) デジタル教育基盤*の整備と活用体制の強化

本町ではG I G Aスクール構想*を基に、児童生徒にタブレット端末を配布し、I C T*を活用した学習環境の整備を進めています。動画や音声、双方向コンテンツを利用した授業により、個別の学びや協働的な学習の実現が図られています。

しかしながら、教職員間でI C T*活用能力に差があり、端末の持ち帰り利用や学習管理において運用面の課題も残されています。また、家庭のインターネット環境の差異が学習機会の不均衡をもたらす懸念があることから、これらの問題を踏まえた基盤運用の改善が求められています。

今後は、単なる端末配布にとどまらず、活用の質を高める取り組みを推進し、すべての児童生徒がI C T*の恩恵を公平に受けられる環境づくりを進めていきます。

(2) I C T*活用支援体制・教員研修の強化

I C T*機器の導入が進む中、教職員のI C T*活用能力の格差解消は重要課題です。授業で効果的にI C T*を活用するためには、教員自身の操作技能と指導方法の習得が不可欠です。

本町教育センターでは定期的にI C T*研修を実施し、教職員間の授業実践事例の共有を推進しています。初心者から上級者まで幅広く対応した研修プログラムの充実に努め、個々のスキルアップ支援を図っています。

さらに、町全体の協力体制を強化し、持続的にI C T*活用力を向上させる環境整備を推進することで、教職員が自信を持ってI C T*を授業に活用し、質の高い教育の実現を目指します。

(3) WEBフィルタリング*・情報モラル対策の導入

児童生徒がインターネットを安全に利用できるよう、本町では端末にWEBフィルタリング*ソフトを導入し、有害サイトへのアクセスを制限しています。この施策により、ネット上でのトラブル予防を図っています。

一方で、フィルタリングの過度な強化により学習に必要な情報まで制限されないよう、適切なバランスを保つことが求められます。加えて、ネット利用の危険性を児童生徒に理解させるため、情報モラル教育*の充実を図っています。

教職員や保護者との連携を強化し、ネット利用ルールの設定や啓発活動を積極的に推進することで、安全で安心できるICT*学習環境を構築していきます。

(4) 教員の働き方改革・業務改善

本町では教員の多忙化解消と働きやすい職場環境の整備に全力で取り組んでいます。特に、部活動の地域展開*を令和7年度に完了し、地域クラブとしての展開が進むことで、中学校教職員の部活動負担は大幅に軽減されています。これにより教員は教育活動により集中できる環境が整いました。

加えて、学校の電話対応時間の制限を実施し、勤務時間外の電話対応による負担軽減と教員の心身の健康維持に努めています。

また、ICT*導入により教材作成や授業準備の効率化が促進される一方、新技術への適応やICT*機器の管理・運用業務の増加という課題も生じています。これらの複合的な負担に対応するため、教育センターでは教員向けの業務改善支援や負担軽減に向けた研修を推進し、効率的な働き方を促進しています。

今後もICT*活用と働き方改革の両輪で、教員が教育に専念できる体制づくりをさらに推進していきます。

(5) 教育支援センターの設置と運用

本町では、不登校や学校生活への適応が困難な子どもたちを支援するため、学校外の「校外教育支援センター*」として「オアシス教室」を設置しています。この「オアシス教室」は、子どもたちが自分のペースで学び直し、生活習慣の改善を図る安心の場であり、教員や専門スタッフが連携して個別支援を展開するとともに、社会復帰や自己肯定感*の向上を目指した支援を行っています。

一方、学校における早期対応を目的として、学校内の「校内教育支援センター*」が設置されています。校内教育支援センター*では、学級担任や専門スタッフが連携し、学習面や生活面におけるきめ細やかな支援を提供し、児童生徒が安心して学校生活を送れるようサポートしています。

今後は、地域の相談機関や保護者との連携を一層強化し、「オアシス教室」と「校内教育支援センター*」が相互に連携することで、町全体の校内外支援体制の充実を図ります。これにより、より多くの子どもたちが安心して学べる環境づくりを推進し、教育機会の保障と充実を目指していきます。

(6) 教育資源*の地域活用と学校・地域連携の推進

本町では、地域学校協働活動*を推進し、学校と地域が一体となった教育支援体制の構築を進めています。地域の自然・文化・農林業体験をはじめとした多様な教育資源*を活用し、子どもたちの地域への愛着や豊かな人間性の育成を図っています。

また、町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校間での交流も積極的に行っており、県内でも珍しい連携の取り組みとして注目されています。これにより、幼児期から高等学校段階に至るまで、切れ目のない一貫した学びや交流の機会が提供されています。

さらに、東濃高等学校や東濃実業高等学校との交流授業を積極的に実施し、高校の専門性を生かした多様な学習機会の充実にも努めています。

一方で、学校と地域との連携が十分に機能していない側面もあり、情報共有や協力体制のさらなる強化が求められています。教育委員会では、この課題を解決すべく、地域資源を最大限に活用した教育プログラムの開発や学校・地域のネットワーク強化に引き続き取り組みます。

地域の特性を最大限に生かした教育環境を提供することで、子どもたちの豊かな成長と地域社会とのつながりを深めていきます。

(7) 多様な教育的ニーズに応える特別支援教育*の充実

すべての子どもが安心して学べるインクルーシブ教育の推進を目指し、本町では特別支援教育*の充実に注力しています。児童生徒の約 15%が支援を必要としている現状を踏まえ、支援体制の強化を図っています。

個別の教育支援計画の作成を支援するソフトウェアの導入に加え、専門性を補う体制整備を進めています。さらに、教員の専門研修や専門スタッフとの連携強化を推進し、多様なニーズに的確に対応できる体制構築に努めています。

これらの取り組みにより、特別支援教育*の質的向上を図り、一人ひとりの子どもがそれぞれのペースで成長できる環境づくりを目指します。

(8) 教育財政の現状と今後の課題

少子化に伴う児童生徒数の減少を背景に、本町の教育財政は限られた財源の中で効果的な運用が求められています。学校施設の維持管理、I C T*機器整備、教員研修といった多様なニーズに対応するため、安定的な財源確保と効率的な予算配分が課題です。

また、地域経済の動向や国の教育政策の変化が財政状況に影響を与えるため、時代の変化に対応した柔軟な財政運営が必要とされています。

今後は、民間資源の活用や地域・保護者との連携強化を図り、持続可能な教育環境整備に努めます。情報公開を推進し、財政の透明性を高めながら、より良い教育環境の提供に向けて計画的に取り組むを進めていきます。

3 社会教育・文化芸術・スポーツ政策をめぐる動き

(1) 生涯を通じた学習の支援

本町では「笑顔」を教育が目指す人間像のキャッチフレーズとし、子どもたちや町民の皆さんが生涯にわたり「学ぶ楽しさ」を実感できるよう、生涯学習の推進に力を入れています。また、地域コミュニティ*の充実と住民同士が協力し合えるまちづくりを重点に据え、さまざまな世代が交流しながら学べる環境づくりを進めています。

国や岐阜県の教育振興基本計画も、生涯学習環境の整備、多様な学習機会の提供、そして地域社会との連携を推進し、多世代が支え合う持続可能な学習社会の実現を目指しています。

(2) 子どもの読書活動の推進

本町では、令和5年度から開始した「第3次御嵩町子どもの読書活動推進計画*」に基づき、学校や図書館、保育園などの関係者が協力し、横断的な取組を推進しています。地域に根ざした読書環境の整備に努める一方で、子どもの年代別読書率の向上が重要課題であるため、今後さらに効果的な支援策の展開が求められています。

国や岐阜県の教育振興基本計画も、子どもの言語能力や創造性を育む読書活動の推進を重視し、学校や家庭、地域の連携による環境整備や読書支援体制の強化を推進しています。

(3) 家庭教育支援の推進

本町においては、家庭教育支援チーム*を中心に、生涯学習課の社会教育指導員や子育てアシスタント、子育てサポーター、ココママ、生涯学習ボランティアなど多様な人材が連携し、保護者の学びや交流、相談対応の場を提供しています。この体制を通じて、子どもたちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、きめ細かな支援を継続しています。

国や岐阜県の教育振興基本計画も、家庭教育を教育の出発点と位置付け、保護者支援の強化を重要課題としています。具体的には、保護者向けの学習機会や相談支援の充実、地域連携による支援体制の構築、保護者同士の交流促進が推進されています。

(4) 青少年の健やかな成長

本町では、関係機関と連携し、青少年の非行防止や問題行動の解決に向けた支援を推進しています。さらに、青少年自身が自らの生き方や暮らし方を考える機会を設けるとともに、地域ぐるみで健全育成に取り組み、安心して成長できる環境づくりを進めています。

国や岐阜県の教育振興基本計画も、多様な体験活動の提供や有害情報への注意喚起を含む包括的な支援体制の整備を重視し、豊かな人間性の育成を目指しています。関係機関や地域社会と連携し、非行防止や問題行動の予防・早期対応を推進する体制づくりを重視しています。

(5) 文化の振興

本町では、文化芸術基本法に基づく国の「文化芸術推進基本計画*」や県の方針を踏まえ、地域文化の保存・継承に努めるとともに、教育や観光、まちづくりと連携した多彩な文化振興事業を展開しています。これにより、町民の文化的な豊かさを高め、地域の魅力度向上や活性化につなげる取組を進めています。

国や岐阜県の教育振興基本計画も、文化の振興を教育の柱の一つと位置付け、文化芸術の保存・継承や多様な価値の創出を目指しています。地域の伝統文化や芸術の継承・発展に重きを置き、教育現場や地域コミュニティ*との連携、まちづくりや観光振興など多方面との連携を推進しています。

(6) 文化財の保存と継承

本町では、岐阜県重要無形民俗文化財である御嵩薬師祭礼、国史跡の中山道や国の重要文化財願興寺など、地域に根付く貴重な文化財を有しています。これらは町の誇りであるとともに観光資源としても重要であるため、保存・管理・修理に努めるとともに、有効活用による地域活性化を目指す取り組みを推進しています。

国や岐阜県の教育振興基本計画も、文化財を国民共有の重要資産と位置付け、その保存・活用による歴史・文化の理解深化と次世代への継承を責務としています。教育や地域振興と連携し、保存管理体制の整備や修理事業を推進し、観光振興や地域経済の活性化にも力を入れています。

(7) 子どものスポーツ機会の充実

本町では、子どもから高齢者まで幅広い年代が興味・関心を持って参加できるスポーツ活動の機会を充実させています。学校やみたけ・スポーツ文化倶楽部*、関係団体と連携しながら、運動習慣の定着や技術向上を支援するほか、体力づくりの取り組みも積極的に展開し、地域全体のスポーツ振興と住民の健康増進に寄与しています。

国や岐阜県の教育振興基本計画も、幅広い世代がスポーツに親しみ、体力向上や健康づくりを促進できる環境整備を重視しています。スポーツを通じて心身の健全な発達や生活習慣病予防、メンタルヘルス向上を図り、地域のスポーツクラブや施設の活用を推進しています。また、多様なプログラム提供や地域スポーツの一体的推進を通じ、健康増進や地域コミュニティ*活性化に貢献しています。

第3章 御嵩町の教育の状況

1 御嵩町の現状

(1) 小学校及び中学校の状況

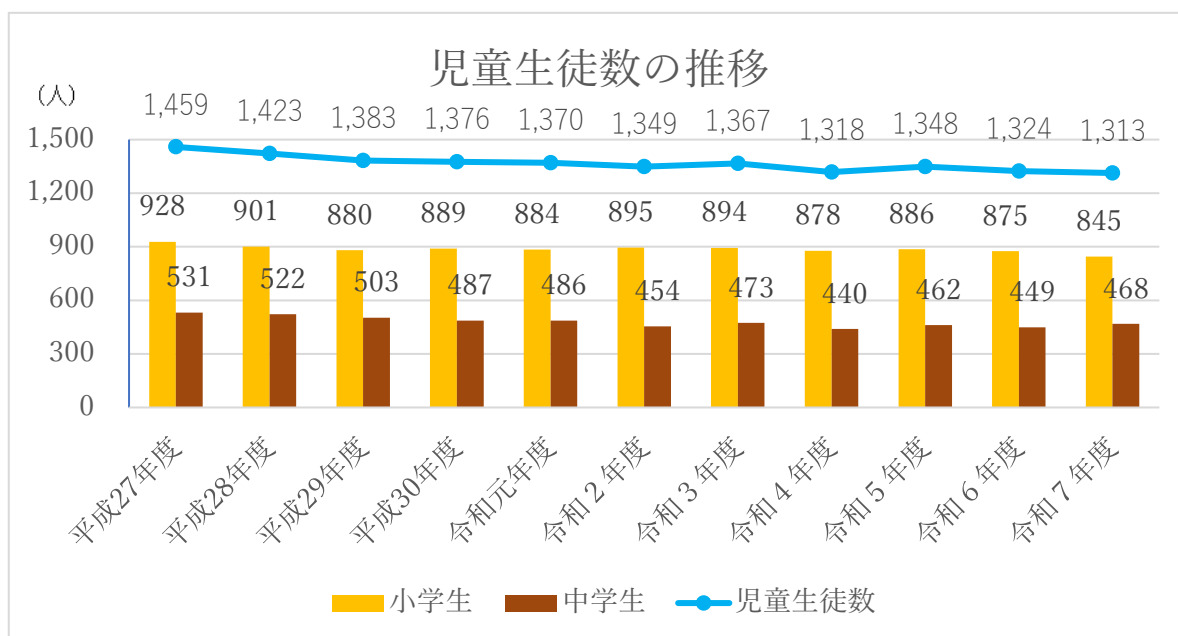
本町には、令和7年4月1日現在、小学校が3校、中学校が3校（可児市・御嵩町中学校組合立を含む。）あります。しかし、校舎は老朽化が進んでおり、長寿命化対策が必要です。伏見小学校においては、令和6・7年度に大規模改造工事が行われました。また、体育館については老朽化対策に加え、熱中症対策が求められています。プールについては、使用されなくなった後の管理方針も策定する必要があります。

小学校の児童数は845人、中学校の生徒数は468人で、合計1,313人の児童生徒が在籍しています。児童生徒数の減少傾向が続いており、小中一貫教育制度*の新たな類型に含まれる義務教育学校*など、小学校及び中学校の今後の在り方を検討する時期にきています。

御嵩町の学校施設

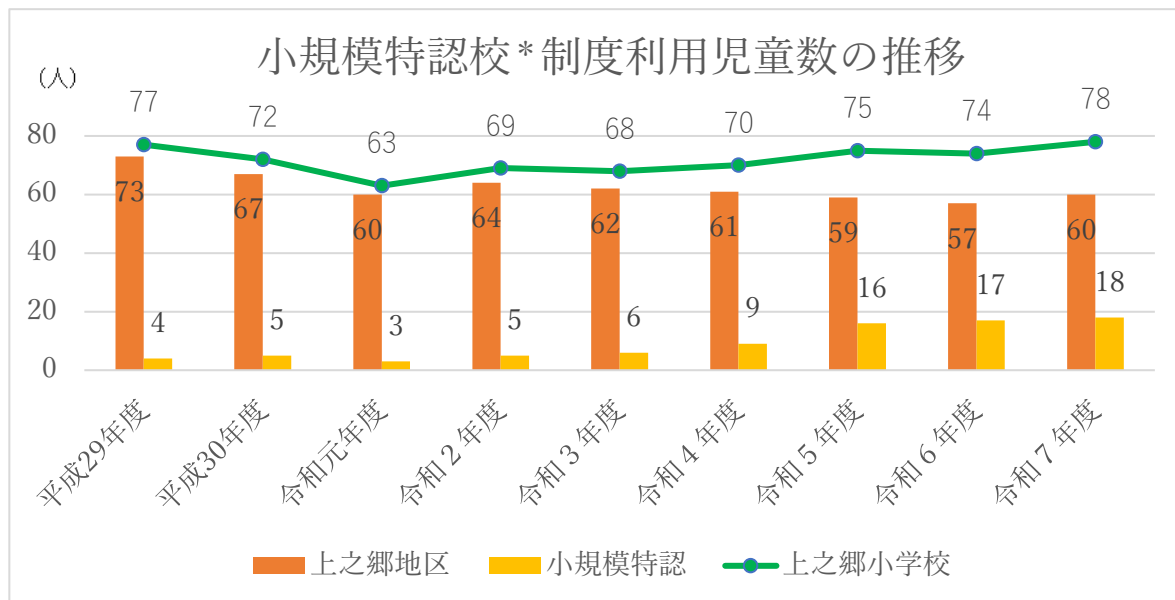
学 校 名		住 所	校舎	体育館	プール
小 学 校	上之郷小学校	御嵩町宿 2002 番地	1974 年 (51)	1977 年 (48)	1980 年 (45)
	御嵩小学校	御嵩町中 2628 番地	1988 年 (37)	1978 年 (47)	1989 年 (36)
	伏見小学校	御嵩町伏見 489 番地	1966 年 (55)	1980 年 (45)	1989 年 (36)
中 学 校	上之郷中学校	御嵩町中切 1785 番地	1990 年 (35)	2002 年 (23)	1991 年 (34)
	向陽中学校	御嵩町御嵩 1306 番地	1984 年 (41)	1992 年 (33)	1979 年 (46)
	共和中学校	御嵩町伏見 1875 番地 1	1980 年 (45)	1994 年 (31)	1981 年 (44)

※建築年（経過年数）



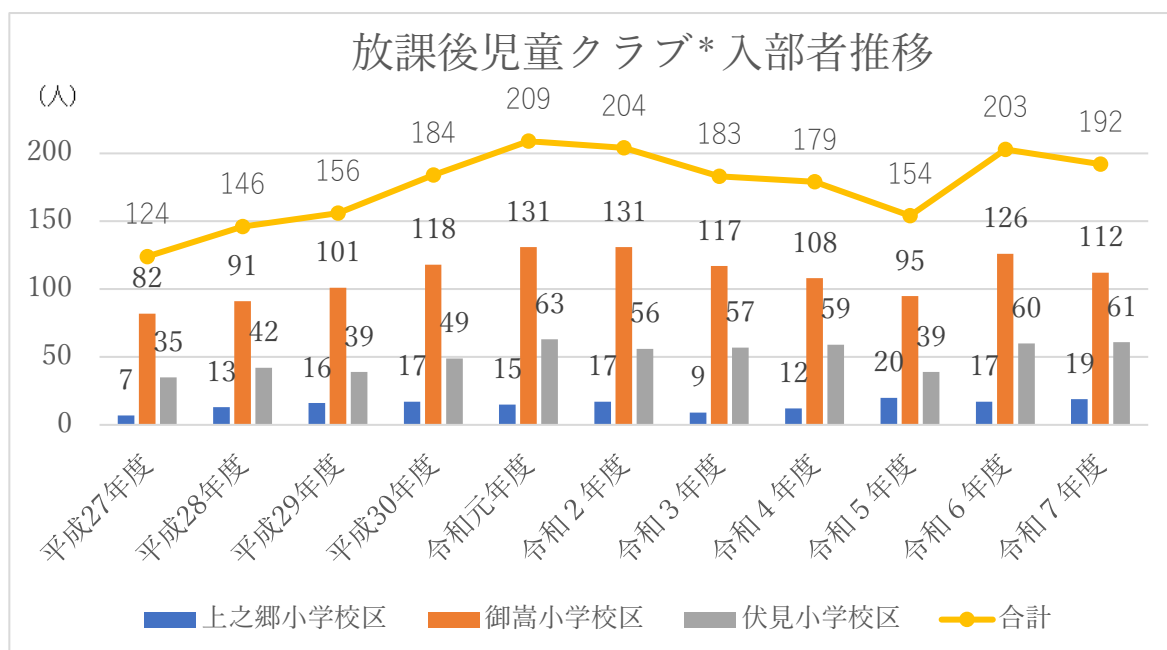
(2) 小規模特認校*制度の利用状況

本町では、平成29年度から上之郷小学校で小学校の通学区域に関係なく町内のどこからでも就学を認める小規模特認校*制度を開始しています。この9年間において、上之郷地区の児童数は減少傾向にあります。特認校制度を利用する児童数は4倍以上に増加しています。



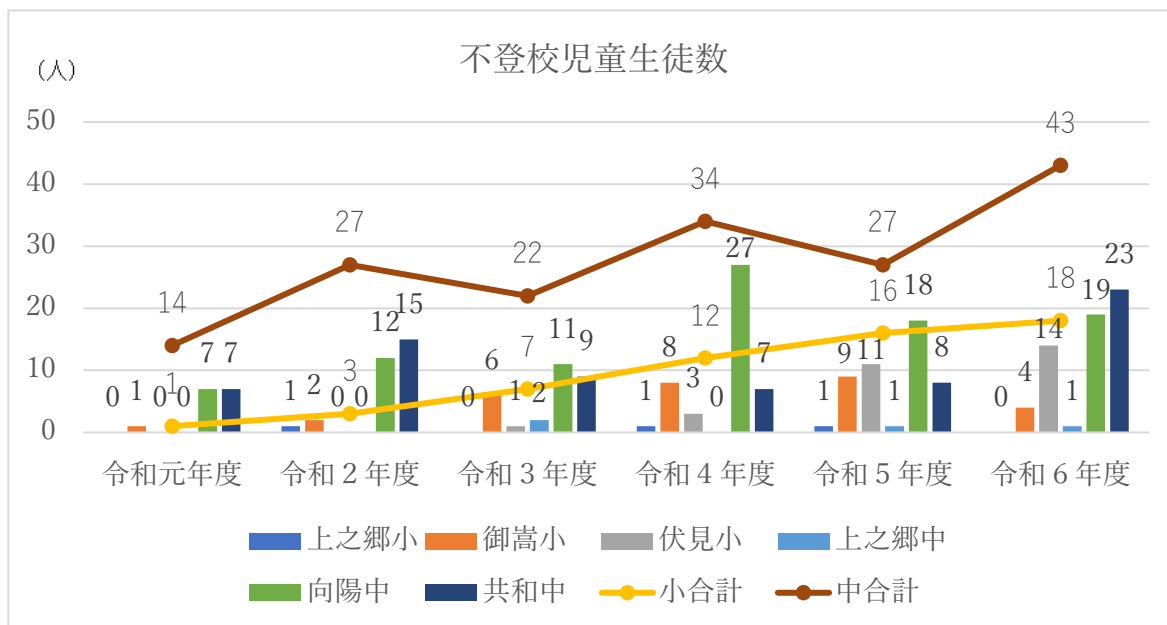
(3) 放課後児童クラブ*の状況

現在の放課後児童クラブ*の定員は、上之郷小学校区に1クラブ30人、御嵩小学校区に3クラブ120人、伏見小学校区に2クラブ60人の合計6クラブで210人です。上之郷小学校区は令和5年度に定員を15人増員したことにより、しばらくの間は定員を維持できます。令和7年度からは、児童クラブの安定した運営と質の向上のため、民間に運營業務を委託しました。



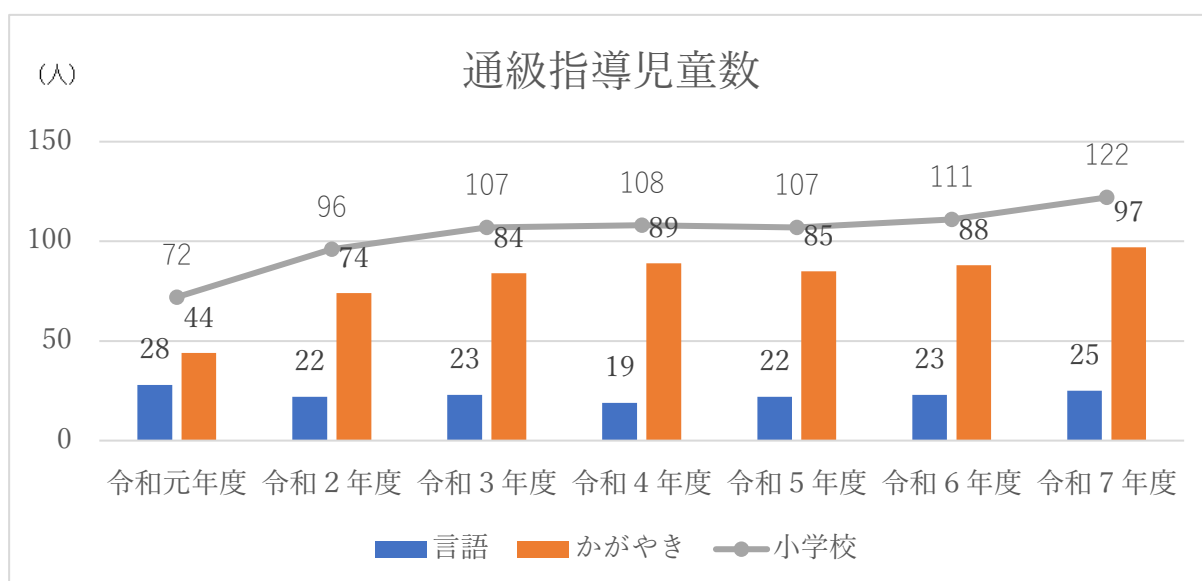
(4) 不登校児童生徒の状況

小学校では、不登校の児童数がじわじわと増えている傾向が見られます。早期の支援が求められる一方で、全体的にはまだ中学校ほどの急激な増加はみられません。中学校では、不登校の生徒数が顕著に増加しており、その割合や数の多さから深刻な課題となっています。



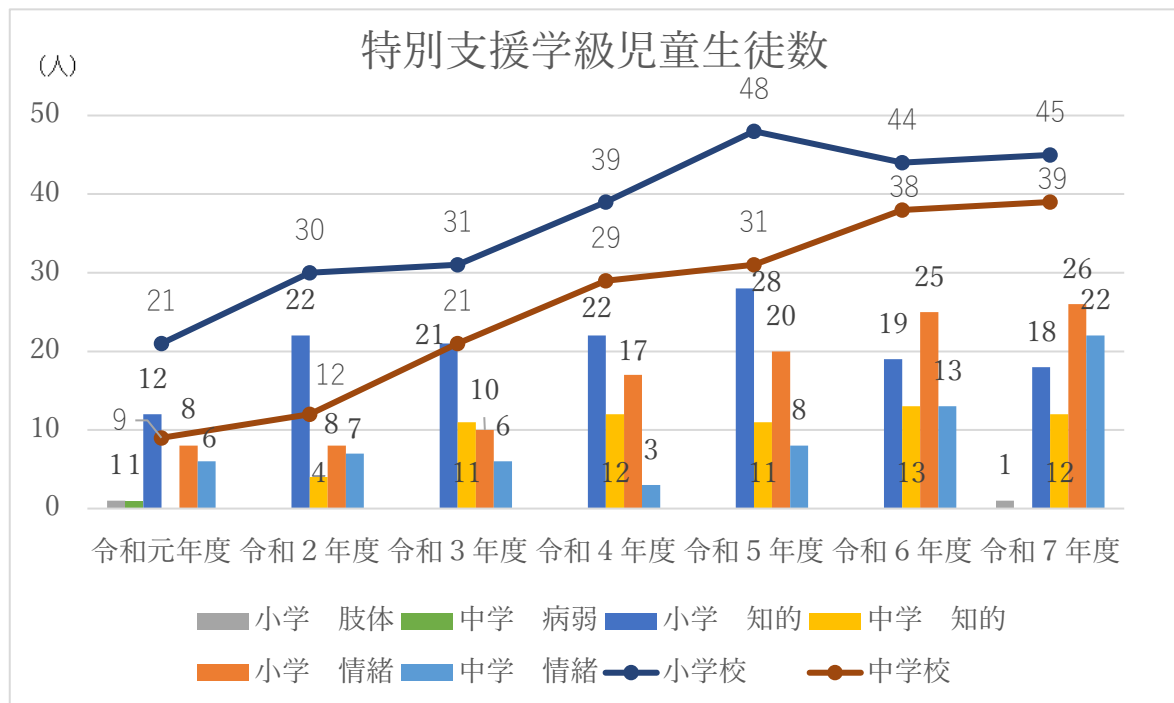
(5) 特別支援教育*（通級指導）の状況

本町の特別支援教育*の状況を見ると、小学校では通級指導を利用する児童数が増加しており、通常の学級に在籍しながら必要な支援を部分的に受けるニーズが高まっています。



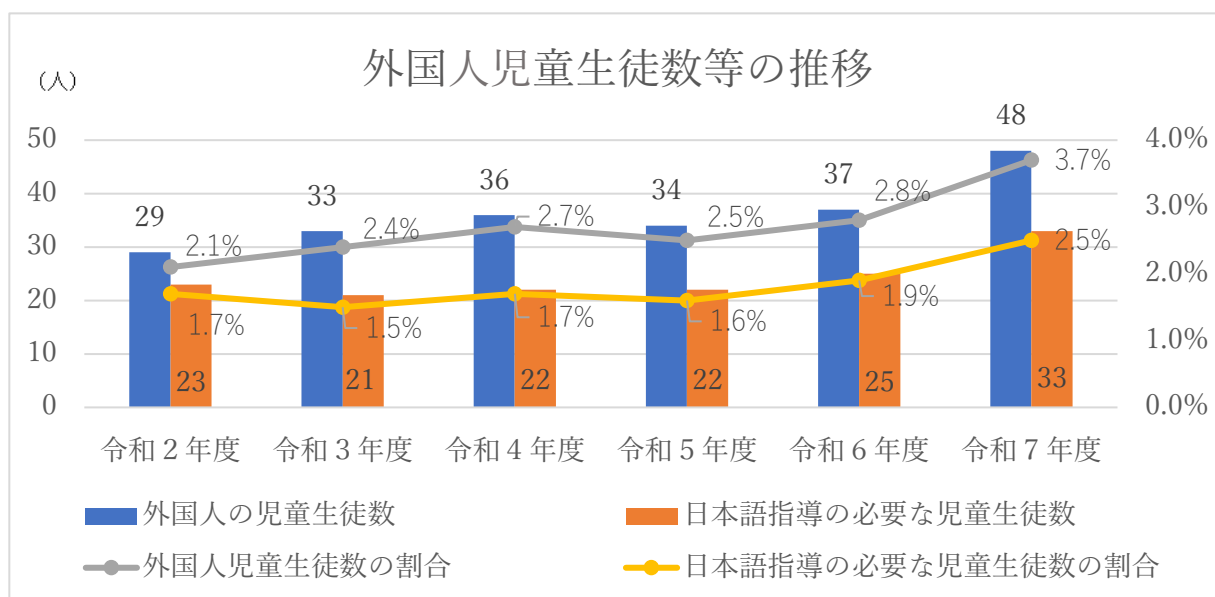
(5-2) 特別支援教育* (特別支援学級) の状況

特別支援学級に在籍する児童生徒の数は小学校、中学校ともに増加傾向にあります。特に小学校での増加が顕著であり、専門的で集中的な支援が求められる児童が増えていることを示しています。中学校でも特別支援学級の役割は重要であり、より高度な対応が必要とされています。



(6) 外国人児童生徒数等の状況

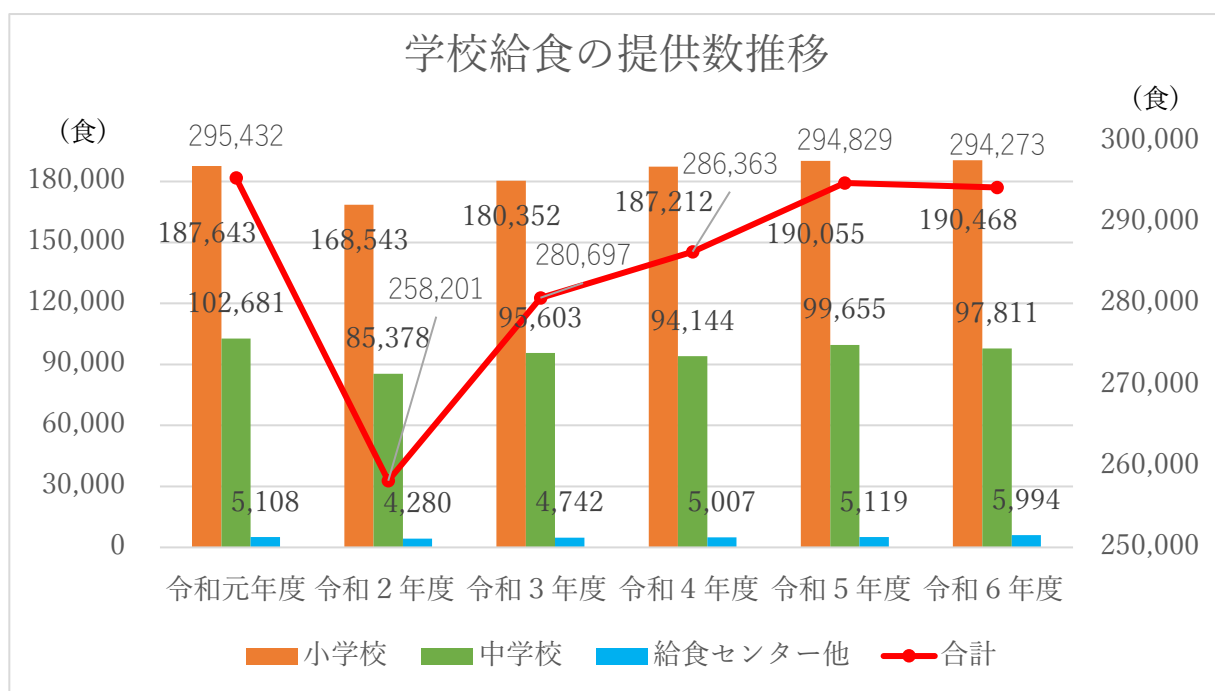
本町の外国につながるの児童生徒数は徐々に増えています。また、日本語指導が必要な児童生徒も増加しており、多文化共生*や言語支援の重要性が増しています。全体に占める割合はまだ小さいものの、これからも外国人児童生徒の増加傾向は続く予想され、適切な支援が必要です。



(7) 学校給食センターの状況

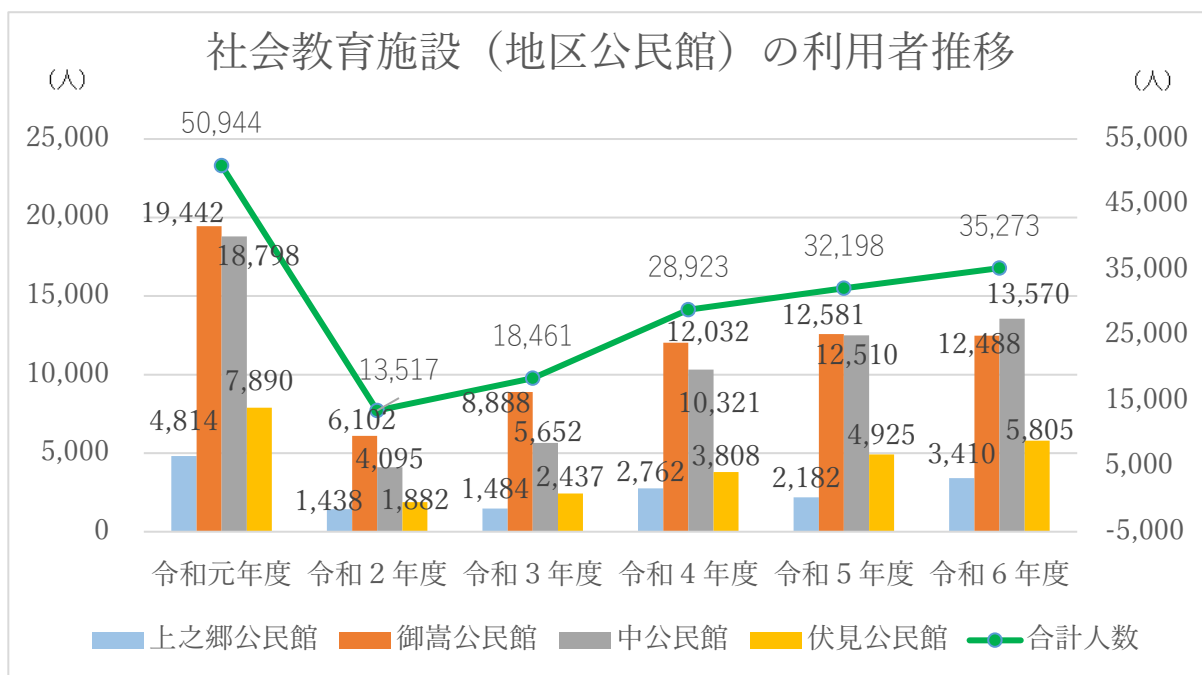
本町の学校給食センターは安定的に稼働しており、小学校と中学校へ効率的に給食を提供しています。給食数も安定しており、大量調理を一括で行うことで、食の安全と効率的な運営が図られています。一方で、施設は老朽化が進み、雨漏りなどの修繕や設備の更新を定期的に行っている状況です。建築から35年が経過し、調理場の熱中症対策が急務となっているため、ドライシステム*に対応した給食センターの建て替えを検討する必要があります。

学校給食の調理施設	施設名称	御嵩町学校給食センター
	所在地	御嵩町中 2628 番地 40
施設概要	敷地面積	2,328.40 m ²
	建物延床面積	969.33 m ²
	建築年	平成2年
	構造	鉄骨造
	運営方式	簡易ドライシステム方式
	年間提供可能食数	360,000 食



(8) 社会教育施設の利用状況

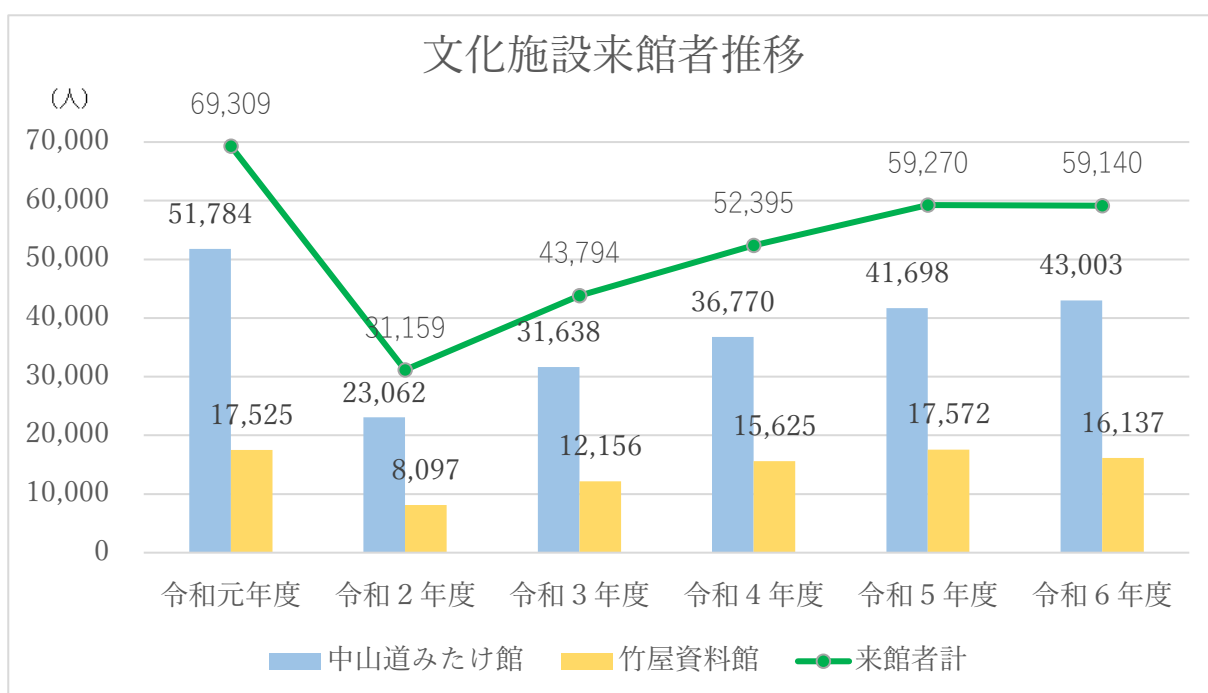
社会教育施設（地区公民館）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響で令和2年度の利用者は大幅に減少しましたが、コロナ禍を経て徐々に増加している状況です。



(9) 文化施設の状況

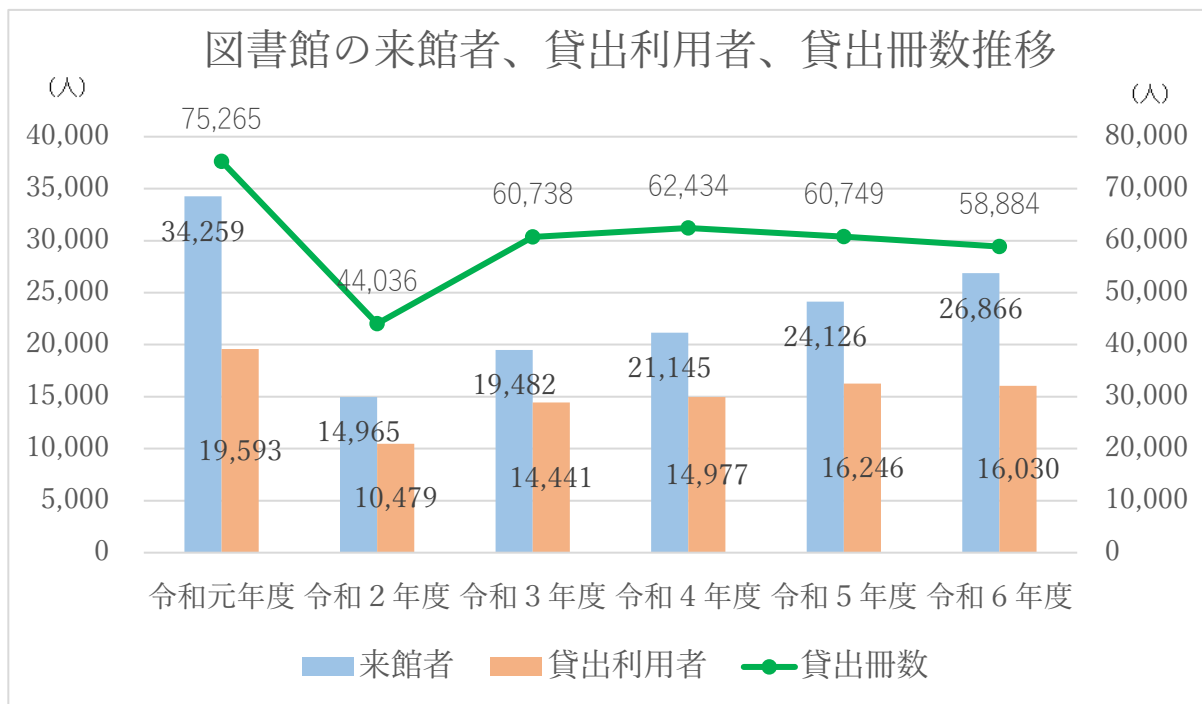
文化施設のうち中山道みたけ館は、1階 図書館と2階 郷土館が併設された施設です。また、隣接する竹屋資料館は、第2郷土館という位置付けです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の影響により、令和2年度の来館者数は大きく減少しましたが、令和3年度からの来館者数は徐々に増加しています。



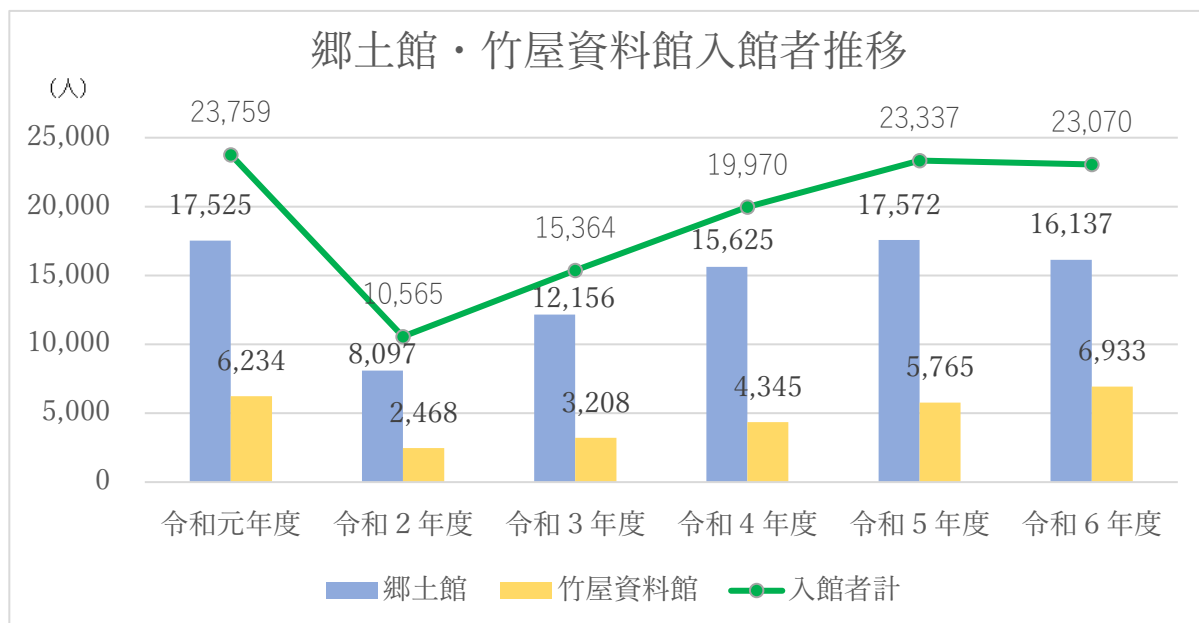
(9-2) 図書館の利用状況

図書館は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の影響により、令和2年度の来館者、貸出利用者、貸出冊数が大きく減少しました。令和3年度からは、来館者及び貸出利用者が徐々に増加傾向にあります。しかし、貸出冊数は令和4年度から減少傾向にあります。



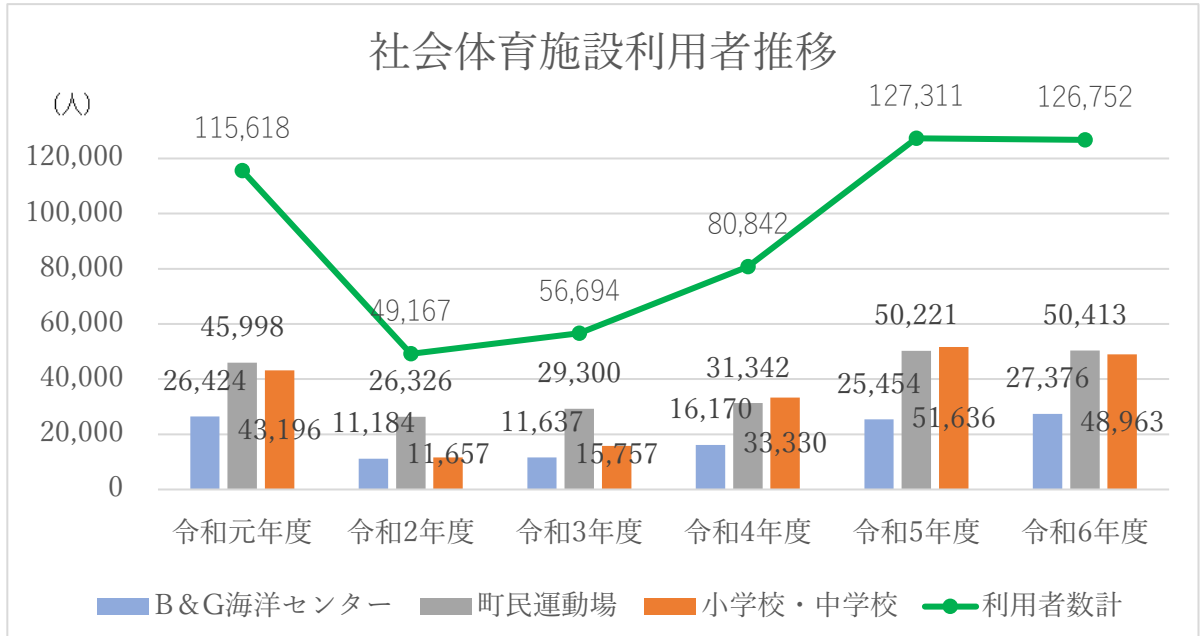
(9-3) 郷土館・竹屋資料館（第2郷土館）の利用状況

郷土館・竹屋資料館は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の影響により、令和2年度の入館者数が約10,000人まで減少しました。しかし、令和3年度からの入館者数は徐々に増加しています。



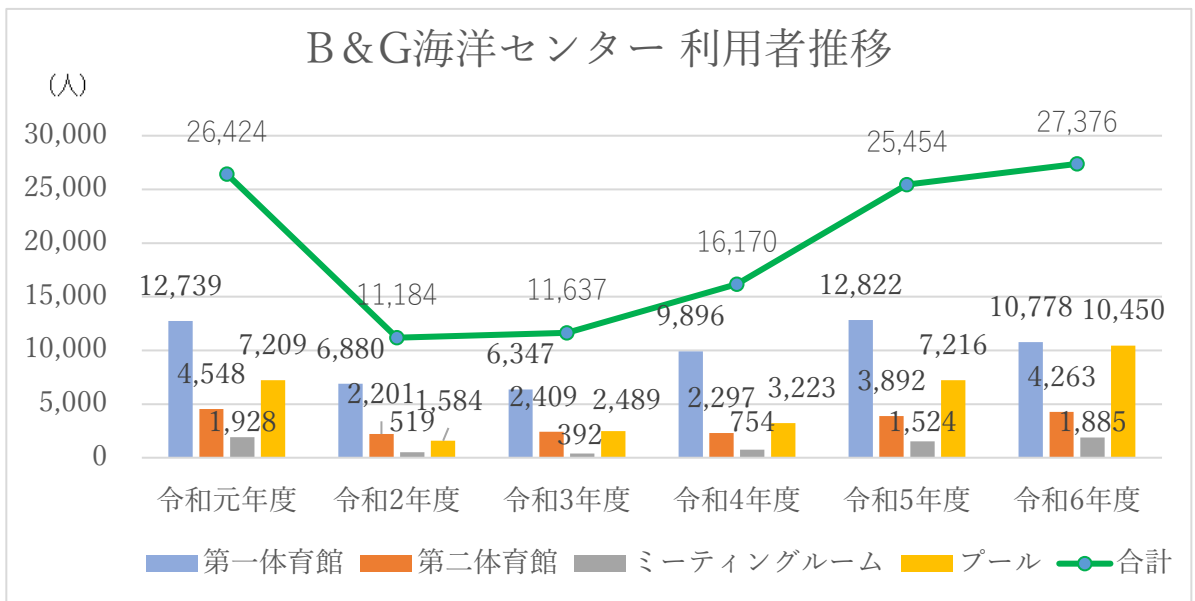
(10) 社会体育施設の状況

社会体育施設には、B & G 海洋センターや南山公園野球場などの町民運動場があり、あわせて休日及び夜間には、小学校・中学校の体育館やグラウンドを体育施設として住民に開放しています。これらの施設は、多くのスポーツ団体、スポーツ少年団、地域クラブ等により幅広く利用されており、本町におけるスポーツ活動の基盤として重要な役割を果たしています。



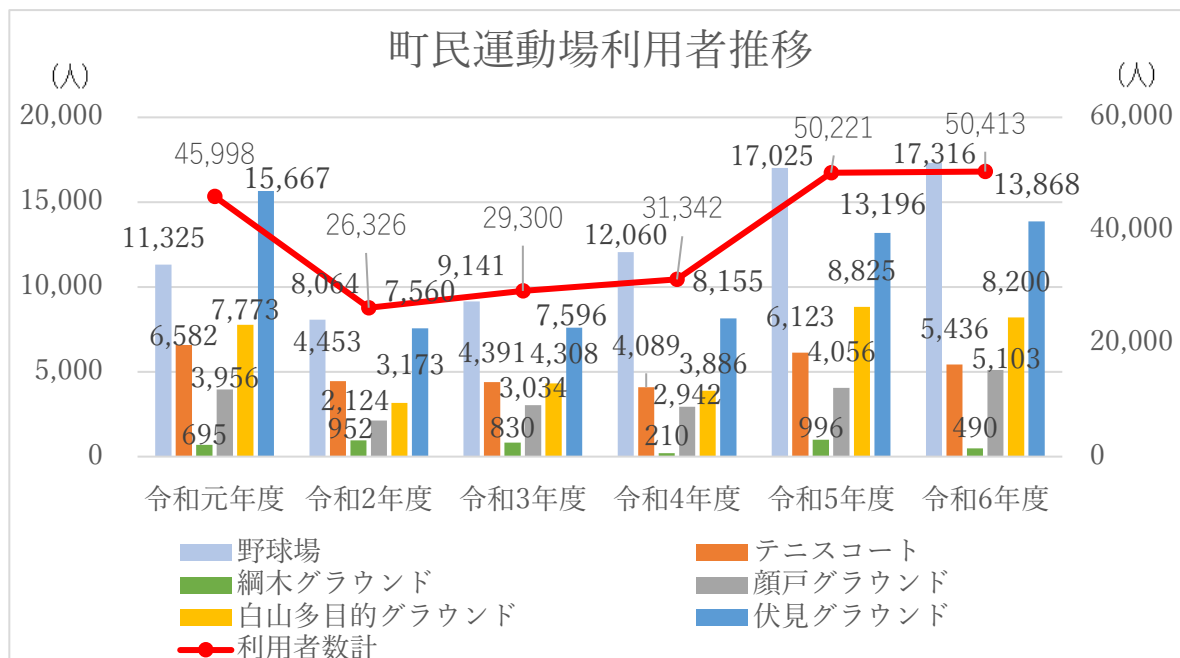
(10-2) B & G 海洋センターの状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用制限の影響により、利用者数が著しく減少しました。しかし、各種規制が緩和された令和4年度以降は利用者数が徐々に回復し、令和6年度にはコロナ禍以前と同等の水準まで戻っています。また、プールについては、町内利用者に加えて町外からの利用も多く、利用者数は年々増加傾向にあります。



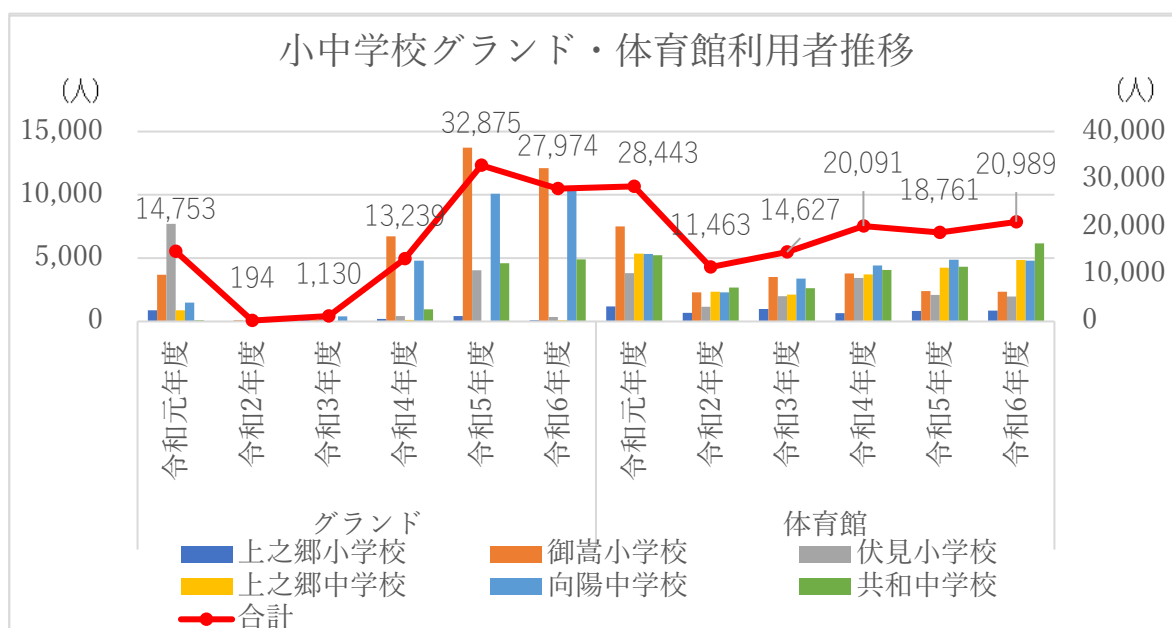
(10-3) 町民運動場の状況

町民運動場のうち、野球場及びテニスコートは南山公園内に立地しており、公園機能と一体となったスポーツ施設として利用されています。一方、その他のグラウンド（綱木、顔戸、白山多目的、伏見）は、地域に根ざした運動施設として、団体活動や日常的なスポーツ利用を支える役割を担っています。



(10-4) 小学校・中学校のグラウンドと体育館の状況

小学校（上之郷・御嵩・伏見）及び中学校（上之郷・向陽・共和）のグラウンドは、スポーツ利用に加え、地域のイベント開催時には駐車場としても活用されています。一方、体育館はグラウンドと比較してコロナ禍の影響が限定的であり、一定の利用者数を維持してきました。現在は、コロナ禍以前の水準へと着実に回復しています。



第4章 御嵩町の教育を通して「目指す人間像」

と「育みたい力」

1 目指す人間像

御嵩町教育大綱や岐阜県教育振興基本計画を踏まえ、御嵩町の教育において目指す人間像を、次のように決めました。

御嵩町教育大綱

◇基本理念

郷土を愛する心を育み、未来を創造する人間力の育成

◇基本方針

- 1：地域とのつながりを大切にし、よりよい社会を創造する力を育む
- 2：互いを認め合い、支え合う共生社会*の実現を目指す
- 3：生涯にわたり学び、心豊かにいきいきと活躍できる環境をつくる

岐阜県教育振興基本計画

◆目指す人間像

「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人

◆3つの「育みたい力」

- 「自立力」：主体的に学び、考え、行動する力
- 「共生力」：つながり、認め合い、支え合う力
- 「創造力」：よりよい未来を築いていく力

目指す人間像

郷土を愛し よりよい社会の創造に主体的にかかわり続ける人

- 豊かな自然や歴史・文化が息づく御嵩町で、人と人が触れ合い、つながり合う体験を通して育まれるふるさと御嵩への愛着や誇りは、よりよい社会の担い手、創り手となる原動力となります。
- これからの予測困難な社会を生き抜き、誰にとってもよりよい社会を築いていくためには、一人ひとりが課題意識を持ち、担い手、創り手としての自覚を高め、社会の様々な問題解決に主体的にかかわっていくことが大切です。
- 子どもたちをはじめ、全ての町民が、町のかげがえのない存在であり、現在から未来にわたる御嵩町の担い手であり、創り手です。よりよい社会の創造に向けた願いのもと、社会に働きかけ続けていく人材の育成が求められます。また、その思いが将来にわたって大人から子どもたちへと受け継がれていくことが大切です。

2 育みたい力

目指す人間像を具現するために、一人ひとりが主体性を発揮し、相互に認め合い、支え合う関係を築きながら、よりよい社会の創造に向かう力を育成します。

○自立力＝進んで学び、考え、行動する力

社会への関心を高め、課題意識を持ち、自ら問いを立てながら主体的に向き合い、学びを求め、考え、行動を起こしていく力

○共生力＝つながり、認め合い、支え合う力

多様な見方、考え方を理解し、誰にとってもよりよい社会となるよう、互いを認め合い、受け入れ合い、支え合いながらよりよい生き方を求めていく力

○創造力＝知恵を出し、よりよい未来を築いていく力

自他の可能性を信じ、知恵を絞り、粘り強く、よりよい社会の創造に向けて挑戦し続けていく力

第5章 基本目標と取り組む施策の体系

1 基本目標

基本目標1 生きる力を育む教育の推進

児童生徒の豊かな心、確かな学力、健やかな体を育成し、よりよい社会を創造する基礎を培うとともに、多様なニーズに応える教育を推進し、誰一人取り残さない学びの充実を図っていきます。

基本目標2 魅力ある学校教育の推進

地域の特色を生かし、魅力ある学校教育が展開されるよう、地域連携や校種間連携の強化を図っていくとともに、児童生徒や保護者の相談体制の充実、いじめの未然防止や早期発見、早期対応の強化及び教職員の資質向上や働き方改革のさらなる推進を図っていきます。

基本目標3 学びを支える教育環境の整備

児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、防災教育や登下校の安全対策、食の安全の充実を図っていきます。また、児童生徒がよりよい環境で学べるよう、ICT*環境の整備充実や施設設備の維持管理の充実を図っていきます。

基本目標4 愛情あふれる家庭教育の推進

社会生活の基盤となる家庭において、子どもたちが健やかに成長することができるよう、ぬくもりを育む家庭教育の推進や乳幼児期から中学生期までの家庭教育学級*の充実を図っていきます。また、子育ての悩みに応える相談体制の充実を図っていきます。

基本目標5 生きがいと共生を目指す社会教育の推進

互いに認め合い、支え合う共生社会*を目指して、青少年育成、人権教育の充実を図っていきます。また、誰もが心豊かな人生を送ることができるよう、スポーツや文化芸術の振興を推進していくとともに、人と人とがつながる学びや文化の拠点の充実を図っていきます。

2 施策の推進にあたって

21世紀御嵩町教育・夢プランでは、これまで児童生徒や町民の「笑顔を育む」ことを大切にして各施策に取り組んできました。第5次改訂では、笑顔を育むことに加え、さらに「笑顔をつなぐ」教育の姿を描きながら各施策の推進に取り組んでいきます。

「笑顔を育む」

一人ひとりが心身ともに良好な状態で日々の生活を送ることで、生きる喜びと充実感を獲得でき、誰もが尊重され、安心して生活できる社会の実現に向かうことができます。

「笑顔をつなぐ」

人と人、人と地域が、願いや思いを共有し、支え合い、つながり合うことで、一人ひとりが自己肯定感*、自己有用感*を高め、良好な関係を築いていくことができます。

3 計画の体系

御嵩町教育大綱		御嵩町教育・夢プラン		
基本理念	基本方針	目指す人間像	育みたい力	基本目標と施策
郷土を愛する心を育み、未来を創造する人間力の育成	1 地域とのつながりを大切にし、よりよい社会を創造する力を育む 2 互いを認め合い、支え合う共生社会*の実現を目指す 3 生涯にわたり学び、心豊かにいきいきと活躍できる環境をつくる	郷土を愛し よりよい社会の創造に主体的にかかわり続ける人	◎創造力Ⅱ知恵を出し、よりよい未来を築いていく力 ◎共生力Ⅱつながり、認め合い、支え合う力 ◎自立力Ⅱ進んで学び、考え、行動する力	基本目標1 生きる力を育む教育の推進 施策1 豊かな心の育成 施策2 確かな学力の育成 施策3 健やかな体の育成 施策4 多様なニーズに応える教育の推進
				基本目標2 魅力ある学校教育の推進 施策5 学びを支える教育体制の整備 施策6 信頼される学校教育の推進
				基本目標3 学びを支える教育環境の整備 施策7 安心・安全な学校づくり 施策8 学習環境の整備及び運営管理
				基本目標4 愛情あふれる家庭教育の推進 施策9 やさしさや思いやりを育む家庭教育の推進
				基本目標5 生きがいと共生を目指す社会教育の推進 施策10 生涯学習の推進 施策11 青少年の健全育成の推進 施策12 地域に根差した公民館活動の推進 施策13 歴史的資産の保存と文化活動の推進 施策14 中山道みたけ館を拠点とした郷土の学びと読書の推進 施策15 スポーツ活動の推進 施策16 スポーツ環境の充実

第6章 施策の展開

基本目標 1 生きる力を育む教育の推進

施策 1 豊かな心の育成

現 状

- ◎ 道徳計画訪問における道徳の授業研究や道徳教育推進教師を中心に、町の道徳教育が目指す方向を共通理解することを通じて、意図的かつ計画的な道徳教育の推進が図られています。
- ◎ 人権に関わる講演会の実施や人権週間の取り組みの充実、笑顔づくりサミット*の開催などを通じて、自他を尊重し互いを認め合う心の育成が図られています。御嵩小学校が令和7年度・8年度において、県の人権教育研究推進事業人権教育研究指定校に指定されているため、御嵩小学校での取組を中心として、各校で児童生徒の人権を大切に授業実践が進められています。
- ◎ 地域の人材を招いた学習や、願興寺や中山道などの歴史資源を活用した総合的な学習の時間、さらに自然と触れ合う体験学習を通じて、郷土への愛着を育む教育が推進されています。
- ◎ 図書システムの更新や新刊本導入のための予算措置、学校での図書館祭りの開催、さらには読み聞かせや家読の取り組みを通じて、読書に親しみ、豊かな感性を育む読書指導が推進されています。

課 題

- 自己肯定感*や自己有用感*を高める教育の推進、さらに自己表現や他者とのコミュニケーションを図る力を育む教育の推進が求められています。
- 価値観の多様性を理解し認め合い、偏見や差別のない共生社会*を築いていく力を育む教育の推進が求められています。また、各校における人権課題を明確にし、日頃から人権意識を育む指導や、国の定める個別の人権課題*等を扱うひびきあい活動*の更なる充実が求められています。
- 地域とのつながりを重視し、地域の特色を活かした活動を通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育む教育の推進が求められています。
- 読書指導の充実を図り、豊かな感性や想像力を育む教育の推進が求められています。
- ふるさと学習で学んだことを活かし、地域の一員として自分にできることは何かを考え実践する力の育成が求められています。
- ふるさと学習に関わる地域人材の確保や学校間での情報共有が必要です。
- 読書に親しむ時間や図書館の本を活用した学習の時間が減少しています。

重点事業	
事業名	方向性
1 道徳教育の推進	道徳授業の指導とすべての教育活動とのつながりを意図した指導計画の工夫・改善を推進します。また、教師の指導力向上に向けた研修の充実を図ることで、児童生徒の道徳的実践力を育成する道徳教育を充実させていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じた道徳教育の充実のための支援及び指導助言 ・道徳授業の充実のための指導助言 ・教師の授業力の向上のための研修の実施
2 人権教育の推進	児童生徒の人権意識を育む指導を授業を通じて推進します。また、「ひびきあい活動*」では、国の定める個別の人権課題*にも積極的に取り組みます。これにより、児童生徒が人権の重要性を理解し、共によりよい社会を築くための心と実践力を育成していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の観点を明確にした授業実践のための指導助言 ・ひびきあい活動*充実のための支援と計画の見届け ・教師の人権意識の向上を図る研修の実施
3 ふるさと教育の推進	地域に根ざした歴史や文化、自然などの地域資源を活用し、小中9年間を見通したふるさと教育の充実を図ります。これにより、児童生徒がふるさとへの誇りや愛着を育むことを目指します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとふれあい夢づくり事業*の推進 ・願興寺や中山道、名鉄広見線の活用等を位置付けたふるさと教育の推進 ・地域人材の紹介及び提供 ・小中9年間を見通したふるさと教育の推進
4 学校における読書活動の推進	学校図書館の環境を整備し、利用を促進します。また、家読や読み聞かせなどの取り組みを通じて、児童生徒がより多くの本に触れ、読書の良さを実感できるようにします。これにより、豊かな感性や想像力を育む読書指導の充実を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における読書指導への支援 ・学校図書館の運営への支援

重点事業の指標

重点番号	指標番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	1	「自分にはよいところがある」と回答する児童生徒の割合	88.2%	90.0%
	2	道徳授業の改善（指導案の工夫など）に取り組んでいる教員の割合	—	90.0%
2	3	「人が困っているときは進んで助けている」と回答する児童生徒の割合	92.6%	95.0%
3	4	地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	78.4%	80.0%
4	5	「読書は好きである」と回答する児童生徒の割合	71.0%	80.0%

施策2 確かな学力の育成

現 状

- ◎ 全国学力・学習状況調査の結果分析を的確に実施し、学力や学習状況に応じた指導改善を進めています。
- ◎ 児童生徒に身に付けさせたい学習規律を明確にし、小中9年間を通じて学習に向かう姿勢を育てる取り組みを行っています。
- ◎ 「確かな学力」を身に付けるための指導方法について調査・研究を行い、その結果を各学校に提言するなど、調査・研究事業を推進しています。
- ◎ 教職員の資質・能力を高めるため、今日的な教育課題やニーズ、経験年数などを考慮した研修を実施しています。
- ◎ 教育活動の充実を図るために、教育実践論文の募集・審査・表彰を行い、必要に応じて研修や相談を実施しています。また、機関誌「朝霧」の発行や教育データのデジタル化、学校ポータルサイト*の活用、ICT*環境の向上を支援しながら、教職員及び関係機関の町教育に関わる諸活動への支援を行っています。
- ◎ ICT*技術革新が進み、超スマート社会（Society 5.0）*の到来が予測される中で、児童生徒の情報活用能力*を育成するため、国のGIGAスクール構想*の下で1人1台のタブレットを整備し、ICT*を活用した授業改善を推進しています。
- ◎ 児童生徒への英語検定*補助制度や中学校におけるIBA*の実施を通じて、英語を学ぶ機会を充実させ、英語力の向上を図っています。
- ◎ 御嵩町の事業所と連携した職場体験や町探検、工場見学を通じて、児童生徒の確かな勤労観・職業観の育成を目指しています。

課 題

- 基礎学力の確実な習得と身に付けた知識・技能を活用する能力や論理的な思考力の育成が必要です。
- 学校や家庭において児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、個別最適な学びと協働的な学び*の一体的な充実を図る必要があります。
- 「確かな学力」を身に付けるための指導方法について、各校の校内研究授業とも連携し、互いに学び合うことができるよう、指導案・指導方法等のデータを共有し、常時活用できるような仕組みが必要です。
- 教職員のICT*活用指導能力の育成や若手育成とミドルリーダーの育成など、目的や対象者を絞った研修事業を実施することで、確かな学力の育成に係る教職員の資質向上を図ることが必要です。
- ICT*の新技术（生成AIなど）を含む情報活用能力*を育むための教育活動を強化し、情報モラル教育*を充実させる必要があります。また、すべての児童生徒が自宅でもタブレットを活用できる環境の構築が急務であり、家庭でのICT*活用を促進する取り組みが必要です。
- 外国語に対する興味関心を高め、楽しみながら外国語と触れ合える機会を創出することが必要です。
- 児童生徒が将来の夢や希望を持ち、その実現に向けて努力を積み重ねていくことができるよう、キャリア・パスポート*を活用した指導の充実を図る必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 学習指導の充実	児童生徒の学力や学習状況における課題を明確にし、個別最適な学びと協働的な学び*を一体的に充実させることで、小中学校9年間の発達段階を考慮した学力向上に取り組んでいきます。また、小中学校が隣接していることを活かし、校種間や校区間の連携を円滑に行うことで、教職員の資質・能力を高める研修事業を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上推進事業*の推進 ・学力・学習状況を踏まえた指導改善への指導助言と研修の実施 ・小中9年間の発達段階に応じた家庭学習の充実
2 ICT*教育の推進	十分なICT*環境を整備し、教職員のICT*活用能力や学習指導の高度化を図ることで、ICT*を通じた個別最適な学びと協働的な学び*を一体的に充実させます。これにより、ICT*の活用が日常化した社会を生き抜く力を育むことを目指します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT*を活用した授業改善への指導助言 ・情報モラル教育*の計画的な実施への支援 ・家庭学習でのICT*活用支援 ・教師のICT*活用能力の向上に向けた研修の実施
3 グローバル社会で活躍できる力の育成	ALT*やICT*を効果的に活用し、実践的な外国語によるコミュニケーション能力を育成する学習活動の充実を目指します。また、外国の伝統や文化を学ぶ機会を提供し、グローバルな視野を持って活躍するための資質・能力を育成します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の伝統や文化を学ぶ機会の充実 ・英語検定*への支援 ・ICT*機器を活用した外国語に触れる機会の充実
4 キャリア教育*の充実	児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通し、振り返ることで自身の成長への自覚を高められるよう、キャリア・パスポート*の活用を充実させていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域との連携を図った職場体験活動への支援 ・キャリア・パスポート*の有効活用への指導助言

重点事業の指標

重点 番号	指標 番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	6	分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え工夫することができる児童生徒の割合	82.3%	85.0%
2	7	児童生徒の情報活用能力*（文書・プレゼン作成、情報の収集・整理）が身に付いている児童生徒の割合	78.1%	80.0%
	8	ICT*を授業に積極的に活用している教員の割合	—	80.0%
3	9	「外国の文化や言葉を学び、仲間と話すことは楽しい」と回答する児童生徒の割合	—	80.0%
	10	英検IBA*での中学3年時英検3級合格程度の生徒の割合	45.7%	50.0%
4	11	「将来の夢や希望を持っている」と回答する児童生徒の割合	71.7%	80.0%

施策3 健やかな体の育成

現 状

- ◎ コロナ禍や情報機器の普及により児童生徒の運動に親しむ時間の減少や体力・運動能力が低下している傾向が見られます。この問題に対応するため、各学校では、体育科の授業や体育的行事を通して、児童生徒の体力や運動能力の維持・向上に取り組んでいます。
- ◎ 児童生徒の生活習慣の乱れやメンタルヘルスの問題、性に関する問題など、様々な健康課題の解決に向けて、教職員の研修や外部講師を招いた授業実施など、学校の実態や発達段階に応じた指導を行っています。また、感染症予防やがん教育、薬物乱用防止教育などにも関係機関との連携を活かしながら取り組んでいます。
- ◎ 子どもたちが適切な歯みがきを行えるように、歯科衛生士を配置し、継続的にブラッシング指導を実施しています。また、日常的に、児童に正しい歯みがきの指導が行えるよう、学校歯科医、歯科衛生士による教職員への研修を実施しています。
- ◎ 各学校では、歯科指導の一環としてプラークテスト（歯の染め出し）を実施し、児童生徒自ら歯や口の健康課題を見つけ、主体的に解決に向かえるよう取り組んでいます。
- ◎ 御嵩町学校給食年間指導計画*に基づき、健やかな体の育成を目指して、望ましい食習慣を定着させるための指導を実践し、評価・改善を行っています。
- ◎ 保護者等を対象に給食試食会を開催し、家庭での食生活についての理解を深める取り組みを進めています。
- ◎ 生産者との調整会議を通じて地場産物を取り入れた献立を計画し、地産地消を推進することで、児童生徒が身近な地域の農産物や特産物について知り、生産者への感謝の気持ちを持つことができるよう取り組んでいます。
- ◎ 給食の残量調査を実施し、その結果を学校へフィードバックしたり、各学校の給食主任から現場の声を聴取したりすることを通して、児童生徒の食品ロスを減らすことへの意識を高める指導を行っています。

課 題

- 新体力テスト*の結果をもとに、児童生徒の実態に応じた体力・運動能力の向上を図る指導を充実させる必要があります。
- コロナ禍において学校でのブラッシングが中断されたため、口内の健康が悪化した児童生徒が見られます。また、むし歯などの健康面だけでなく、歯や口の傷害に関する安全面についての指導の必要性も高まっています。
- 歯科保健活動を通じて、児童生徒が健康について学び、健康の保持・増進に向けて考え、行動に移す力を養う必要があります。
- 欠食や食品ロスの減少などの望ましい食習慣を身に付けていくためには、家庭の協力や児童生徒の主体的な意識の高揚が不可欠です。
- 地元の地産生産者の高齢化に伴う事業縮小が進んでおり、その結果として地場産物の納品量が減少しています。

重点事業	
事業名	方向性
1 健康・体力づくりの推進	新体力テスト*の結果を基に、児童生徒の体力や運動能力の状況を把握し、その改善に向けた取り組みを推進します。また、児童生徒の健康課題に応じた保健指導を発達段階に即して適切に実施していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康課題に対応し、発達段階に応じた保健教育の推進 ・体力、運動能力等に関する調査結果を生かす教育活動の推進
2 学校歯科保健活動の推進	歯や口を題材に、状態や変化を直接観察できることを活かし、適切な指導や取り組みを行うことで、児童生徒の健康観を育成します。また、健康行動の確立を促進し、自らの健康を育む力を養います。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健活動充実のための人的措置 ・歯科保健活動推進の支援
3 食育の推進	御嵩町学校給食年間指導計画*に基づき、食に関する指導を実践し、評価と改善を通して望ましい食習慣の確立を目指します。また、地産地消の観点から食育を推進するため、食材を提供できる地元の生産者の拡大に努めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食に関する指導の充実 ・食材の提供ができる地元の生産者の拡大

重点事業の指標

重点番号	指標番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	12	「運動やスポーツが好き」と回答する児童生徒の割合	52.8%	60.0%
	13	新体力テスト*の合計点が全国平均以上の児童生徒の割合	55.0%	60.0%
2	14	歯科検診で要治療となった児童生徒の治療率	69.0%	80.0%
3	15	学校での食育に関する授業の実施数	52回	59回

施策4 多様なニーズに応える教育の推進

現 状

- ◎ 幼保小中の連携を重視した調査活動を行い、個の状況に応じた支援計画や指導計画を作成し、学年間や校種間の切れ目のない情報の共有と引継ぎを行っています。
- ◎ 日本語指導教室*の設置や通訳の配置など、外国につながるのある児童生徒やその保護者への支援体制を整備しています。
- ◎ 部活動の地域展開*を行い、運営に係る実務者会議や保護者・指導者・学校の関係者による連携会議などの開催を通して地域クラブの運営が円滑に行われるように取り組んでいます。
- ◎ 小中学校に設置されている校内教育支援センター*や相談室が、不登校傾向にある児童生徒が安心して過ごせる場所としての役割を担っています。また、オンライン授業を受けることができるよう、Wi-Fi環境の整備を行い、家庭からでもICT*を活用して授業に参加することができています。
- ◎ オアシス教室では、児童生徒が安心できる居場所の提供や生き生きと生活する支援、個の学習状況に応じた学習支援を行っています。
- ◎ 学校訪問を通じて学校との十分な連携を図り、情報共有に努めるとともに、対象の児童生徒に関わる家庭や地域、外部関係機関とのつながりを大切にしています。
- ◎ 少人数でのきめ細かな指導を受けることを望む児童や、保護者のニーズに応えるために、上之郷小学校を「小規模特認校*」として設置しています。

課 題

- 各学校の支援計画を積極的に活用し、学校間及び関係者間の連携を強化するとともに支援計画の更新を継続的に行うことが必要です。
- 教育支援委員会*を活用したより細やかな支援体制の充実が必要です。
- 外国につながるのある児童生徒に対する日本語の初期指導等に係る環境を整えていくことや、転入時のアセスメント*の流れを確立する必要があります。
- 子どもたちの居場所としての地域クラブを機能させるために、地域クラブへの加入者を増やしていくことが必要です。

重点事業	
事業名	方向性
1 特別支援教育*の推進	教育支援委員会*の機能を充実させ、よりきめ細やかな支援体制を整備します。また、個別の支援計画に基づいた適切な指導の充実を目指します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援計画、指導計画の適切な作成と活用への指導助言 ・ 教育支援委員会*を要とした幼保小中間における日常的な情報共有の推進 ・ 特別支援教育*に関わる教員研修の実施 ・ インクルーシブ教育*への支援

2 外国につながるの ある児童生徒への 教育の推進	日本語指導教室*における指導の充実と初期指導の体制整備を進め、外国につながるの児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教室*における指導の充実 ・通訳の有効活用 ・日本語の初期指導等の体制整備
3 誰一人取り残さない 学びの充実	各校における校内教育支援センター*や相談室の運営状況を把握し、児童生徒のニーズに応じた適切な支援を提供できる体制を推進します。また、不登校の児童生徒の実態を把握し、オアシス教室を拠点としたつながりづくりや居場所づくりを進めていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・校内における適応支援体制(相談室、校内教育支援センター*)の充実 ・オアシス教室における支援体制の充実 ・ICT*を活用した学びの場の保障 ・小規模特認校*における教育の充実
4 地域クラブの推進	子どもたちの居場所としての地域クラブの充実に向けて、連携会議のあり方を検討することや、運営費の補助、生徒の地域クラブ加入者の増加を進めることで、持続可能な運営体制を整えていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブの運営への支援 ・関係者間の連絡調整及び相談

重点事業の指標

重点 番号	指標 番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	16	個別の教育支援計画・指導計画に基づく具体的な指導・支援の実施率(教員活用率)	85.0%	100.0%
2	17	日本語指導が必要な児童生徒が、学校生活に安心感を感じている割合	—	85.0%
3	18	不登校児童生徒数の割合	5.3%	5.0%以下
4	19	地域クラブ加入の生徒の人数	218人	250人以上

基本目標 2 魅力ある学校教育の推進

施策 5 学びを支える教育体制の整備

現 状

- ◎ 月に1度教育委員会定例会を開催し、必要な審議、情報共有、意見交換を行っています。また、首長部局との連携強化を図るため、1年に2回総合教育会議を開催しています。
- ◎ 他の教育機関等への教育委員の研修視察を1年に1回行っています。
- ◎ 高等学校長や園長と小中学校長との懇談の機会を定期的に設けており、年間の連携体制や交流授業等の内容を確認し、児童生徒及び教職員の交流が積極的に行われています。
- ◎ 地域学校協働本部会*を年に3回実施し、公民館と関係する小中学校をユニットとした地域と学校との繋がりある活動を展開しています。
- ◎ 地域学校協働本部会*におけるユニットごとの交流を通して、学校運営協議会*や公民館を軸とした地域学校協働活動*の推進が図られています。
- ◎ 令和7年度から児童クラブの運営を民間委託し、民間のノウハウを活用しながら放課後の子どもの居場所づくりを推進しています。

課 題

- 教育委員会定例会が活発で建設的な意見交換の場となるような更なる工夫が必要です。
- 総合教育会議が首長部局との連携強化、教育行政の在り方についての議論を深める場となるような更なる工夫が必要です。
- 交流授業等において、園児や児童生徒の「願う姿」や「指導方針」の共有を綿密に行っていくことで、指導の充実を図る必要があります。
- 学校運営協議会*と地域学校協働活動*の一体的な推進を目指し、地域の実情に応じた、持続可能な運営体制を構築していくことが課題です。
- 放課後児童クラブ*の民間委託による運営効果を検証していくとともに、保護者のニーズや意見に応じた運営を検討する必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 教育委員会の円滑運営	教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における首長部局との連携をさらに強化していきます。また、教育委員会と事務局がともに教育現場の現状や課題を積極的に共有し、教育のあり方についての審議を深めていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会による現状や課題についての共通理解と今後の教育の在り方に対する協議 ・ 調査活動等の充実 ・ 総合教育会議による首長部局との連携

2	幼保小中高の連携	学校間の交流を活発化させるとともに、幼保小中高交流会で「願う子どもの姿」を共有し、より意図的かつ計画的な交流を実施していきます。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ・連携への支援 ・実施計画への支援と見届け
3	学校運営協議会*・地域学校協働活動*の一体的推進	学校運営協議会*や公民館を軸とした地域学校協働活動*の現状を把握し、地域の実情に沿った持続可能な地域学校協働活動*の充実を図っていきます。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ・相互連携の充実 ・学校運営協議会*による開かれた学校づくりの推進 ・地域学校協働活動*への地域の積極的な参加の推進
4	放課後に子どもが過ごせる居場所づくりの推進	放課後児童クラブ*が子どもたちにとって安心して過ごせる場所となるよう、運営の安定化を図るとともに、保護者のニーズに応じた運営に努めていきます。
主な取組		・放課後児童クラブ*の適切な運営

重点事業の指標

重点番号	指標番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	20	総合教育会議における教育施策の審議数と連携テーマ数	2件	4件
2	21	隣接校種との指導方針の共有ができていると感じる教員の割合	—	85.0%以上
3	22	地域とともにある学校づくりが進んでいると思う教員の割合	—	80.0%以上
4	23	児童クラブを利用する保護者の満足度	—	80.0%以上

施策6 信頼される学校教育の推進

現 状

- ◎ 児童生徒間でおこる「いじめと疑わしい事案」を積極的に拾い上げ、いじめの解決のために生徒指導主事を中心とした指導が行われています。一定期間の見届けをもって、関係する児童生徒や保護者と連携をとり、いじめの解消へとつなげています。
- ◎ オアシス教室の相談活動や定期的な学校訪問によるいじめに関わる情報・実態調査などを常に把握し、必要に応じて「いじめ未然防止委員会*」と連携し、いじめの未然防止に取り組んでいます。
- ◎ 児童生徒・保護者の様々な悩みに応えるため、オアシス教室スタッフによる電話相談・来所相談等とスクールカウンセラー*によるカウンセリングを継続し、教育相談事業の推進を図っています。
- ◎ 各校の研修主事を核にして、計画的に職員研修を実施しています。コンプライアンス*の研修は、管理職が中心となり各校で実施しています。
- ◎ 教職員の資質能力を高めるために、今日的な教育課題やニーズ、経験年数等を踏まえた研修事業を推進しています。
- ◎ 部活動が地域クラブへ移行したことや、校内業務の精選、勤務時間を意識した働き方の推奨を通じて、働き方改革が進んでいます。

課 題

- 「学校いじめ対策委員会*」を通じていじめを認知し、指導の方向性を明確にしていく体制を充実させていく必要があります。
- 児童生徒や保護者に対して、オアシス教室の相談業務について周知を図ると共に、各学校との連携を更に密に図ることを通して、誰一人取り残さない相談体制を構築していく必要があります。
- 教科指導や生徒指導、教育相談、いじめの未然防止等、今日的な教育課題に対応する教職員の指導力の向上を更に図っていく必要があります。
- 教職員の課題意識に基づく主体的な研修を実施するためには、研修主事としてのマネジメント能力等の資質向上を図ることが必要です。
- 働き方改革の推進により職員の退校時間が早くなる一方、教材研究に取り組んだり、互いに学び合ったりする時間や場が減少しています。また、多忙期における業務内容に偏りが生じ、特定の教員に負担がかかっています。

重点事業	
事業名	方向性
1 いじめの早期発見と早期対応	「学校いじめ対策委員会*」の機能を向上させ、いじめの早期発見と早期対応を図り、児童生徒が安心して学べる学校づくりを推進していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携を密に図り、アンケートの実施等を通しいじめ事案の早期発見 ・いじめ事案に対して学校及び関係機関との連携による早期対応 ・御嵩町子どもの笑顔づくり条例*に基づいたいじめの未然防止への取組

2 教育相談の充実	児童生徒や保護者に対してオアシス教室の相談業務について周知を図るとともに、校内における教育相談の在り方に関する研修の実施や助言、また、各学校や関係機関との連携を密に行うことを通して、誰一人取り残さない相談体制の一層の充実を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における教育相談体制への支援 ・オアシス教室における相談体制の充実 ・学校、その他関係機関との連携
3 教職員の資質・指導力の向上	誰一人取り残されることなく、全ての児童生徒の良さや可能性を引き出す教育を目指し、今日的な教育課題を踏まえた研修を推進することで、教職員の資質・指導力の向上を図ります。また、コンプライアンス*の遵守と不祥事の根絶を徹底していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課題やニーズに応じた研修の実施 ・コンプライアンス*の遵守と不祥事の根絶
4 教職員の働き方改革の推進	「教職員の働き方改革プラン*」に基づき、業務内容を見直し、管理職が教職員一人ひとりの勤務実態を丁寧に把握することで業務の偏りを解消していくとともに、教職員が自身の役割や業務に対して働きがいを感じられる環境づくりを同時に推進していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間の管理及び勤務時間を意識した指導助言 ・定期的なメンタルヘルスチェックによる職員のメンタル状況の把握 ・ICT*の活用による業務改善の推進

重点事業の指標

重点番号	指標番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	24	いじめの早期発見・早期対応が組織的に行われていることについて「よくできた・どちらかといえばできた」と回答した教員の割合	—	90.0%以上
2	25	教育相談に関する教職員研修の実施回数	各校1回以上	各校4回以上
3	26	今日的な教育課題を踏まえた校内研修が計画的に実施されていることについて「よくできた・どちらかといえばできた」と回答した教員の割合	81.0%	90.0%以上
4	27	メンタルヘルスチェックリスト17項目における「いいえ」の回答割合	76.2%	81.0%以上

基本目標3 学びを支える教育環境の整備

施策7 安全・安心な学校づくり

現 状

- ◎ 年間を通じて、地震や火災、不審者侵入、水害などに対応した「命を守る訓練*」が位置付けられ、適切に実施されています。上之郷小学校では、年間を通じた防災教育が計画されており、学年に応じた指導が行われています。
- ◎ 近年、熱中症等の健康被害が懸念されるような猛暑が続いており、通学バスの送迎とクーリングスポット*の設置等により対応しています。
- ◎ 各学校における通学路点検の結果報告を基に、各道路管理者を交えて通学路交通安全推進会議*を開催し、通学路交通安全プログラム*に反映しています。
- ◎ 業務委託事業者と連携を密に行い、食中毒や異物混入の防止を徹底し、安全で安心な給食を提供すると共に、調理従業者への研修や講習を実施し資質の向上を図っています。
- ◎ 定期的な整備、清掃による給食センターの維持管理を行っています。
- ◎ 学校、保護者との連携を密に行い、食物アレルギーのある児童生徒に対して除去食等に対応しています。

課 題

- 各校の命を守る訓練*がやや形骸化してきており、訓練内容の質の高まりが求められます。また、命を守る訓練*以外の教育の場における、防災教育の充実が必要です。
- 令和7年度に実施した夏季の通学バス送迎の検証とブラッシュアップやクーリングスポット*の拡充が必要となっています。
- 通学路交通安全プログラム*の更新時における優先順位を決定するためのルール作りが必要です。
- 給食センター施設・設備の老朽化が進み、施設の衛生管理基準に対応できなくなっています。また、施設の構造上の問題から調理場内の熱中症対策を講ずることができないことなどから、給食センターの建て替えを検討する必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 防災教育の推進	巨大地震や水害などの災害発生時に的確に対応できるよう、小中学校と教育委員会が連携した訓練を実施するなど、有事に自ら考え行動できる力を育むための防災教育の推進を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命を守る訓練*の計画や実施に向けた指導及び支援 ・ 自ら考え行動できる力を育む、防災教育の推進

2 登下校の安全確保	児童生徒の安全な登下校を確保するため、熱中症対策の充実を図ります。また、通学路の危険個所については通学路交通安全プログラム*を通じて対策を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全点検の定期的な実施及び安全対策の推進 ・児童生徒の登下校の安全対策の推進 ・通学路交通安全プログラム*による通学路の安全対策の推進
3 安全・安心な学校給食の実施	食中毒や異物混入の防止など、衛生管理の徹底と児童生徒への適切なアレルギー対応を継続するとともに、施設・設備の老朽化に伴う対策を講じていきます。新給食センター設置の検討も含め、安全・安心な学校給食の実施を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーへの適切な対応 ・衛生管理の徹底 ・施設・設備の維持管理と更新の検討

重点事業の指標

重点 番号	指標 番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	28	町などが実施した防災訓練に参加した児童生徒の人数	148人	230人以上
2	29	クーリングスポット*の拡充	1箇所	3箇所
3	30	異物混入・食中毒等の重大事故の発事件数（年間）	0件	0件維持

施策 8 学習環境の整備及び運営管理

現 状

- ◎ 第2期G I G Aスクール構想*を基に、1人1台タブレットの更新を令和7年度に行いました。
- ◎ 出欠連絡やアンケート、学校からのお知らせの配信等に情報伝達ツールを積極的に活用しています。
- ◎ 学校施設の老朽化に伴い雨漏り等修繕が必要な施設について優先順位をつけて対応しています。
- ◎ 和式トイレの洋式化、蛍光灯照明のL E D化を進めています。

課 題

- 学校から授業でタブレットを活用するため特別教室や体育館のW i - F i環境整備の強い要望があります。
- タブレットの更新サイクルが短くなることも想定されるため、次期更新に向けた検討が必要になります。
- 学校施設全体の老朽化が進んでおり、計画的に長寿命化対策（維持修繕）を実施する必要があります。
- 学校からトイレの洋式化について要望があるものの、洋式化率が50%程度に留まっています。
- 熱中症対策のため、体育館の空調設備を早期に整備する必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 ICT*環境の整備	タブレットを授業で有効活用するため、特別教室や体育館のICT*環境の整備を進めます。また、次期タブレットの更新に向けた検討も早期に開始していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報機器及び通信環境の充実 ・情報伝達機能の充実
2 施設設備の維持管理	施設の長寿命化を図るため、維持修繕を計画的に実施し、児童生徒のより良い生活環境を整えるために、要望の強いトイレの洋式化を早期に進めます。また、熱中症対策として避難所にもなっている体育館の空調設備の整備についても検討を進めていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な点検整備の実施 ・更新工事並びに修繕の適切な実施

重点事業の指標

重点番号	指標番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	31	小中学校特別教室のW i - F i環境の整備済学校数	1校	6校
2	32	雨漏りしている校舎と体育館の数	3校舎 4施設	0校舎 0施設

基本目標 4 愛情あふれる家庭教育の推進

施策 9 やさしさや思いやりを育む家庭教育の推進

現 状

- ◎ 「愛の絵手紙&一行詩*」については、絵手紙講座や出前講座、Y o u T u b e 配信などを活用し、絵手紙に親しむ機会を多面的に提供しています。
- ◎ 「一家庭一実践*」では、参考となる取り組みを年度末に実践集『あったか家族ほのぼの家族』や家庭教育学級*通信『えがお』で紹介しています。
- ◎ 3つの中学校において「命の授業*」を実施しており、今後も継続して取り組みます。
- ◎ 0歳児学級では「子育てサポーター」が、乳幼児学級（1～3歳児）では「ココママ」が家庭教育学級*ボランティアとして参加し、学級運営の支援を行っています。また、学級生の喜びや疑問、不安、悩みを共有する場ならびに個別相談の場を設け、必要に応じて保健センターなどの相談機関へつなげるなど情報共有とサポート体制を整えています。
- ◎ 幼稚園・保育園及び小中学校の家庭教育学級*については、教育委員会が実施計画を把握し、状況に応じてサポート体制を構築しています。学級終了後は報告書を通じて現状を把握し、園・学校と連携を図りながら支援を継続しています。

課 題

- 絵手紙の応募数が減少しているため、送り手が相手を思いながら絵手紙を描く大切さを伝える機会をより一層増やす必要があります。
- 働く親の増加などの影響により、家庭教育学級*への参加率が低下していることが課題となっています。

重点事業	
事業名	方向性
1 めくもりを育む家庭教育の推進	やさしさや思いやりを育むために、家族のふれあいや対話を通じて家庭のめくもりや感謝の気持ちを伝える取り組みを積極的に推進していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛の絵手紙&一行詩*の実施 ・ 一家庭一実践*の実施 ・ 命の授業*の実施
2 乳幼児期から中学生期までの家庭教育学級*の推進	子どもの年齢に応じた家庭教育学級*を実施し、親同士の交流の場を提供するとともに、魅力的な学級環境を整備して参加を促進していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に即した家庭教育学級*の推進 ・ 保護者の子育ての悩みに応える支援体制の充実

重点事業の指標

重点 番号	指標 番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	33	一家庭一実践*への取り組み率	対象者の90.2%	対象者の92.0% 以上
2	34	学級開催後の満足度（「大変満足」及び「満足」と回答した割合）	—	80.0%以上

基本目標 5 生きがいと共生を目指す社会教育の推進

施策 10 生涯学習の推進

現 状

- ◎ 成人講座は5コース、全35講座を開設しており、町の重点施策や住民のニーズを踏まえた内容を企画しています。また、新たな講座も加え、新鮮な内容となるよう工夫しています。
- ◎ 公民館講座の内容や開催日時については、館長会や事務職員会で情報共有を行い、講師や講座内容に関する情報提供も行っています。
- ◎ 各種団体には、財政面の支援のほか、イベント開催時の運営支援や活動成果の発表機会の提供など、多面的な支援を行っています。

課 題

- 成人講座への受講者数が減少傾向にあるため、周知方法の見直しや魅力的な講座内容の一層の充実が必要です。
- より多くの人に関心を持って参加できるよう、人権講演会や映画会の内容を工夫する必要があります。
- 少子高齢化の影響で各種団体等の会員数が減少しているため、財政面や運営面での支援をさらに強化する必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 成人講座の充実	町民一人ひとりが成人講座を通じて学ぶ楽しさを実感するとともに、仲間と交流することで健康的な生活を送れるよう支援します。また、講座で学んだことをアウトプットし、達成感やさらなる喜びを感じられるよう工夫します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズや町の重点施策に関連した成人講座の実施 ・公民館講座への支援
2 人権教育の推進	人権意識の向上を図るため、関係機関や関係団体と密接に連携し、効果的な啓発活動を積極的に推進していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会等の研修の実施 ・関係機関、関係団体等との連携強化及び情報共有 ・幅広い世代に向けての人権啓発の推進
3 各種団体への支援	少子高齢化社会に対応するため、各種団体への支援策について関係者と協議を重ね、効果的な支援体制の構築に努めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会、婦人の会、各種同好会等の活動支援や成果発表の機会の充実

重点事業の指標

重点 番号	指標 番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	35	成人講座の受講満足度（「満足」と回答した受講者の割合）	85.0%	90.0%
2	36	人権講演会又は映画会の満足度（「大変良かった」と回答した割合）	88.6%	90.0%以上
3	37	JLC*が各種行事へボランティアとして参加した回数	11回	13回

施策 1 1 青少年の健全育成の推進

現 状

- ◎ 青少年育成町民会議*の推進員会、評議員会、地区推進員会において、現状の確認や今後の活動方針について協議を重ね、青少年の健全育成の推進に取り組んでいます。
- ◎ 子どもたちが自らの生き方や暮らし方を見つめ直す機会を提供するために、少年の主張大会や家庭の日イラストコンクールを開催しています。また、これらの活動内容を公表することで、町民に子どもたちの思いを広く伝える機会ともなっています。
- ◎ 青少年育成町民大会や親子企業見学などを通じて、地域全体で子どもを育てる機運を醸成しています。また、あいさつ運動や町内巡回などの活動を通じて、子どもたちの地域における安全・安心の見守りを行っています。

課 題

- 御嵩町の子どもたちを取り巻く環境や現状を広く周知する活動の推進が必要です。また、地域住民が参加しやすい育成活動の充実も求められています。
- 青少年育成町民会議*の委員としての見識を深め、その知識を活動に活かすための研修の実施が必要です。

重点事業	
事業名	方向性
1 青少年育成町民会議*の運営	青少年育成町民会議*の推進員や評議員など、それぞれの立場から青少年育成の現状を把握し、活動の企画・運営に努めます。また、目的を共有し、他団体との連携を積極的に図っていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年を取り巻く課題に対応した活動計画の立案、実施 ・ 関係機関との連携及び青少年に関わる情報共有 ・ 地域パトロールの実施 ・ 青少年育成町民会議*の委員間での情報共有と意見交流の実施
2 よりよい生き方を求める心の育成	子どもたちに「現代社会で生きること」や「地域や家庭での生活」について考え、活動する機会を提供するとともに、情操面の成長や将来の夢・希望、郷土愛を育む環境を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動の実施 ・ 生き方を見つめる各種事業の実施

重点事業の指標

重点番号	指標番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	38	20歳以上町民の町民大会及び少年の主張大会参加率	町民大会 0.7% (約100名) 少年の主張大会 1.0% (約150名)	町民大会・少年の主張大会いずれも1.0%以上
2	39	あいさつ運動の参加者数	1カ所2~4人	1カ所5人以上

施策 1 2 地域に根差した公民館活動の推進

現 状

- ◎ 上之郷、御嵩、中、伏見の各地域では、それぞれの地域性や人材を活かした行事や地域子ども活動に取り組んでおり、どの公民館でも小中学生のボランティアを活用した活動が行われています。また、館長主事会や事務職員会、公民館だよりなどを通じて、活動や取り組みの情報交換が行われています。
- ◎ 公民館職員や社会教育委員を対象に、町の課題に応じた研修会を開催するとともに、地区や県が主催する研修会にも随時参加しています。
- ◎ 3年に一度実施している特定建築物調査*の結果を踏まえ、緊急度の高い箇所から順次修繕を行い、施設の長寿命化を図っています。また、調査対象外の上之郷公民館についても築40年以上経過しているため、公民館からの修繕要望を確認し、優先度を定め、た上で修繕を実施しています。

課 題

- 小中学生のボランティア活動が増加している状況を踏まえ、より主体的な参加を促すとともに、企画・運営に携わる仕組みを構築し、長期的な視点に立った地域人材の育成を図る必要があります。
- 公民館職員の研修会参加率を向上させるための方策を検討する必要があります。
- 施設の老朽化を踏まえ、今後の公民館施設の在り方について協議・検討していく必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 公民館行事への支援	住民のニーズに応じた公民館行事の企画・提供を支援します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な公民館運営への支援 ・公民館行事及び講座への支援
2 公民館職員の資質向上	各公民館の館長、主事、事務職員同士が情報交流や共通課題に対する共通理解と意見交流を行う機会を確保し、資質の向上を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の計画的な実施 ・情報交流と共有の場の設定
3 施設設備の長寿命化	点検結果や公民館からの修繕要望を踏まえ、施設の長寿命化を図るとともに、今後の施設の在り方について検討を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な点検整備の実施 ・更新工事並びに修繕の適切な実施

重点事業の指標

重点 番号	指標 番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	40	公民館行事の企画・運営に小中学生が携わった回数	7回	10回
2	41	公民館職員が情報交換や研修などを通じて学びの向上を実感した機会	13回	15回
3	42	公民館の特定建築物調査*報告における「指摘事項ゼロ」の達成状況	指摘事項10件	指摘事項0件

施策 1 3 歴史的資産の保存と文化活動の推進

現 状

- ◎ 文化財保護審議会*からは、町の文化財指定に関する建議やその他の文化財の保護・保存に関する助言を得ています。また、埋蔵文化財の周辺で行われる工事に対して指示及び立ち会いを行い、保護・保存に努めています。
- ◎ 広報誌やみたけ館だよりなどを通じて御嵩町の文化財を紹介し、文化財への愛護意識の啓発に努めています。また、町内の小中学校からの郷土館の見学を積極的に受け入れ、御嵩町の文化財に対する理解を深めるための情報発信を行っています。
- ◎ 中山道みたけ館の常設展示を通じて、「歴史の道」である中山道の魅力を発信しています。さらに、毎年町外の中山道を歩くイベントを企画し、中山道を広く学ぶ機会を提供しています。また、中山道の定期的な巡視や他部署との連携による維持管理を行い、必要に応じて中山道の修繕を実施しています。
- ◎ 御嵩薬師祭礼や顔戸祭礼に関連する用具の修繕などの支援を実施しています。
- ◎ 文化協会の補助金関連の事務支援や、中山道みたけ館や竹屋資料館を各種文化団体の活動及び発表の場として提供しています。

課 題

- 修理後の願興寺本堂の保存方法や、文化財指定後の願興寺境内にある建造物の修理について検討する必要があります。
- 中山道の排水対策を計画的に実施していく必要があります。
- 無形民俗文化財である御嵩薬師祭礼や顔戸祭礼の存続に向けた支援が必要です。

重点事業	
事業名	方向性
1 文化財の保護・保存	御嵩町の歴史的資産を後世に伝え引き継ぐため、適切な維持管理に努めるとともに、文化財などについて広く周知し、御嵩町の魅力を発信していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の適切な保護・保存の推進 ・ 文化財に関する情報の発信 ・ 文化財を通じた郷土愛の醸成 ・ 中山道の維持管理
2 伝統行事への支援	無形民俗文化財である御嵩薬師祭礼や顔戸祭礼への支援を引き続き継続します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の伝統行事の伝承のための支援
3 文化活動団体への支援	中山道みたけ館及び竹屋資料館を、学校美術展や各活動団体の作品発表の場として提供するなど、文化活動団体の文化・芸術活動を支援します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化協会や各種文化芸術サークルの活動支援

重点事業の指標

重点 番号	指標 番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	43	文化財指定後の願興寺境内建造物の 修理完了棟数	—	1棟
2	44	御嵩薬師祭礼の来場者数	約3,000人	約3,300人
3	45	中山道みたけ館及び竹屋資料館にお ける文化活動団体の文化・芸術活動等 の見学者数	11,000人	11,600人

施策 1 4 中山道みたけ館を拠点とした郷土の学びと読書の推進

現 状

- ◎ 特別展や企画展など各種展示を定期的で開催しており、特別展では展示図録*を作成して郷土の歴史を学ぶ機会を提供しています。また、これらの展示では所蔵品を積極的に活用し、有効利用を図っています。
- ◎ 関係機関と連携して読書活動を推進するため、現状の課題や推進方策の研究を行うとともに、季節に合わせた展示や年齢・性別を問わず参加できるイベントを企画し、来館者の増加を図っています。
- ◎ 利用者から図書のリクエストや予約があった場合は、他館から借用するなどしてニーズに対応しています。また、毎週、図書を購入し資料の充実に努めるとともに、地域や郷土に関する図書資料の収集も行っています。

課 題

- 小中高校生の図書館利用促進を図る必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 郷土館、竹屋資料館の運営	郷土館及び竹屋資料館の所蔵品をさらに活用するとともに、御嵩町の歴史や文化を発信する特別展や企画展を計画していきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土に関する展示や講演会の計画的な実施 ・ 資料の収集、整理及び保存の充実
2 読書活動の推進	すべての年代の人が本に親しめる環境整備を推進します。特に児童生徒の利用を重視し、御嵩町子どもの読書活動推進計画*に基づいて、より読書に親しみやすい環境を整えていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した読書活動の推進 ・ 本に親しむ取組やイベント等の計画と実施
3 図書館の運営	御嵩町に関連する図書資料等を収集し、利用者のニーズに応じた図書館運営に努めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のニーズに沿った利用しやすい環境整備

重点事業の指標

重点番号	指標番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	46	郷土館・竹屋資料館の年間来館者数	23,000人	24,000人
2	47	小学生・中学生・高等学校生の個人貸出冊数	年 9,700冊	年 11,000冊
3	48	図書の貸出冊数	年 60,000冊	年 65,000冊

施策15 スポーツ活動の推進

現 状

- ◎ スポーツ推進委員*は、各種研修会に参加し、軽スポーツ体験会、ベアーリング大会*、ソフトバレーボール大会などを主催して軽スポーツの普及に努めています。
- ◎ みたけ・スポーツ文化倶楽部*は、スポーツ少年団の指導者や保護者を対象とした研修会を実施し、関係者の資質向上及び活動の適切な運営を図っています。
- ◎ 小中学生とスポーツ選手との交流を推進し、子どもたちが運動するきっかけづくりに取り組んでいます。

課 題

- 運動する楽しさやきっかけ作りのため、軽スポーツなどの各種大会やイベントへの参加者を増やすことが課題です。
- 指導者の資質向上を図るための取り組みについて、工夫が求められます。
- みたけ・スポーツ文化倶楽部*との今後の連携のあり方について検討を進める必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 スポーツ、レクリエーション活動の普及	研修会への参加を促進するとともに、各種大会やイベントを開催し、スポーツ及びレクリエーション活動の普及に努めていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ、レクリエーションに関する各種大会やイベントの計画と実施 ・ 指導者やリーダーの育成や拡充への支援
2 関係団体の充実及び支援	関係団体への支援を継続するとともに、みたけ・スポーツ文化倶楽部*との今後の連携のあり方を検討し、スポーツ活動のさらなる充実を図っていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ みたけ・スポーツ文化倶楽部*との連携及び支援 ・ 体育協会、スポーツ少年団等の活動支援

重点事業の指標

重点番号	指標番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	49	各種大会やイベントの参加人数	406人	450人
2	50	スポーツ・文化倶楽部、体育協会、スポーツ少年団の会員数	1,427人	1,500人

施策 16 スポーツ環境の充実

現 状

- ◎ 社会体育施設利用団体登録説明会を実施し、施設の適正利用について周知を図っています。また、利用を希望する団体と各施設の利用調整を行い、施設の円滑な運営に努めています。
- ◎ 施設の定期的な点検を実施し、必要に応じて整備を行っています。

課 題

- 施設の運営・管理のあり方について、今後検討していく必要があります。

重点事業	
事業名	方向性
1 施設設備の維持管理	各施設が有効に活用されるよう、利用団体との連絡調整を充実させるとともに、誰もが安心して利用できる施設の整備を進めていきます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の効率的な利用の促進 ・ 施設設備の定期的な点検と整備

重点事業の指標

重点 番号	指標 番号	指標の内容	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
1	51	B & G海洋センター及び町民グラウンドの年間利用人数	76,440 人	80,000 人

施策別重点事業指標一覧

町が実施する施策ごとの重点事業の指標を数値化するために設定するものです。各事業の実施にあたり、令和12年度（2030年度）を達成年度として目標値を設定しています。

指標番号	重点事業	指標	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
施策1 豊かな心の育成				
1	1 道徳教育の推進	「自分にはよいところがある」と回答する児童生徒の割合	88.2%	90.0%
2		道徳授業の改善（指導案の工夫など）に取り組んでいる教員の割合	—	90.0%
3	2 人権教育の推進	「人が困っているときは進んで助けている」と回答する児童生徒の割合	92.6%	95.0%
4	3 ふるさと教育の推進	地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	78.4%	80.0%
5	4 学校における読書活動の推進	「読書は好きである」と回答する児童生徒の割合	71.0%	80.0%
施策2 確かな学力の育成				
6	1 学習指導の充実	分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え工夫することができる児童生徒の割合	82.3%	85.0%
7	2 ICT*教育の推進	児童生徒の情報活用能力*（文書・プレゼン作成、情報の収集・整理）が身に付いている児童生徒の割合	78.1%	80.0%
8		ICT*を授業に積極的に活用している教員の割合	—	80.0%
9	3 グローバル社会で活躍できる力の育成	「外国語の文化や言葉を学び、仲間と話すことは楽しい」と回答する児童生徒の児童生徒の割合	—	80.0%
10		英検I B A*での中学3年時英検3級合格程度の生徒の割合	45.7%	50.0%
11	4 キャリア教育*の充実	「将来の夢や希望を持っている」と回答する児童生徒の割合	71.7%	80.0%

指標 番号	重点事業	指標	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
施策3 健やかな体の育成				
12	1 健康・ 体力づくり の推進	「運動やスポーツが好き」と回答する児童生徒の割合	52.8%	60.0%
13		新体力テスト*の合計点が全国平均以上の児童生徒の割合	55.0%	60.0%
14	2 学校歯科保健活動の推進	歯科検診で要治療となった児童生徒の治療率	69.0%	80.0%
15	3 食育の推進	学校での食育に関する授業の実施数	52回	59回
施策4 多様なニーズに応える教育の推進				
16	1 特別支援教育*の推進	個別の教育支援計画・指導計画に基づく具体的な指導・支援の実施率(教員活用率)	85.0%	100.0%
17	2 外国につながる児童生徒への教育の推進	日本語指導が必要な児童生徒が、学校生活に安心感を感じている割合	—	85.0%
18	3 誰一人取り残さない学びの充実	不登校児童生徒数の割合	5.3%	5.0%以下
19	4 地域クラブの推進	地域クラブ加入の生徒の割合	218人	250人以上
施策5 学びを支える教育体制の整備				
20	1 教育委員会の円滑運営	総合教育会議における教育施策の審議数と連携テーマ数	2件	4件
21	2 幼保小中高の連携	隣接校種との指導方針の共有ができていると感じる教員の割合	—	85.0%以上
22	3 学校運営協議会*・地域学校協働活動*の一体的推進	地域とともにある学校づくりが進んでいると思う教員の割合	—	80.0%以上

指標 番号	重点事業	指標	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
23	4 放課後に子どもが過ごせる居場所づくりの推進	児童クラブを利用する保護者の満足度	—	80.0%以上
施策6 信頼される学校教育の推進				
24	1 いじめの早期発見と早期対応	いじめの早期発見・早期対応が組織的に行われていることについて「よくできた・どちらかといえばできた」と回答した教員の割合	—	90.0%以上
25	2 教育相談の充実	教育相談に関する教職員研修の実施回数	各校1回以上	各校4回以上
26	3 教職員の資質・指導力の向上	今日的な教育課題を踏まえた校内研修が計画的に実施されていることについて「よくできた・どちらかといえばできた」と回答した教員の割合	81.0%	90.0%以上
27	4 教職員の働き方改革の推進	メンタルヘルスチェックリスト17項目における「いいえ」の回答割合	76.2%	81.0%以上
施策7 安全・安心な学校づくり				
28	1 防災教育の推進	町などが実施した防災訓練に参加した児童生徒の人数	148人	230人以上
29	2 登下校の安全確保	クーリングスポット*の拡充	1箇所	3箇所
30	3 安全・安心な学校給食の実施	異物混入・食中毒等の重大事故の発生件数（年間）	0件	0件維持
施策8 学習環境の整備及び運営管理				
31	1 ICT*環境の整備	小中学校特別教室のWi-Fi環境の整備済学校数	1校	6校
32	2 施設設備の維持管理	雨漏りしている校舎と体育館の数	3校舎 4施設	0校舎 0施設

指標 番号	重点事業	指標	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
施策9 やさしさや思いやりを育む家庭教育の推進				
33	1 ぬくも りを育む家 庭教育の推 進	一家庭一実践*への取り組み率	対象者の 90.2%	対象者の 92.0%以上
34	2 乳幼児 期から中学 生期までの 家庭教育学 級*の推進	学級開催後の満足度（「大変満足」及 び「満足」と回答した割合）	—	80.0%以上
施策10 生涯学習の推進				
35	1 成人講 座の充実	成人講座の受講満足度（「満足」と回 答した受講者の割合）	85.0%	90.0%
36	2 人権教 育の推進	人権講演会又は映画会の満足度 （「大変良かった」と回答した割合）	88.6%	90.0%以上
37	3 各種団 体への支援	JLC*が各種行事へボランティア として参加した回数	11回	13回
施策11 青少年の健全育成の推進				
38	1 青少年 育成町民会 議*の運営	20歳以上町民の町民大会及び少年 の主張大会参加率	町民大会 0.7% （約100名） 少年の主張大 会1.0% （約150名）	町民大会・少 年の主張大会 いずれも 1.0%以上
39	2 よりよ い生き方を 求める心の 育成	あいさつ運動の参加者数	1カ所 2～4人	1カ所 5人以上
施策12 地域に根差した公民館活動の推進				
40	1 公民館 行事への支 援	公民館行事の企画・運営に小中学生 が携わった回数	7回	10回
41	2 公民館 職員の資質 向上	公民館職員が情報交換や研修など を通じて学びの向上を実感した機 会	13回	15回

指標 番号	重点事業	指標	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
42	3 施設設備の長寿命化	特定建築物調査*報告における「指摘事項ゼロ」の達成状況	指摘事項 10件	指摘事項 0件
施策13 歴史的資産の保存と文化活動の推進				
43	1 文化財の保護・保存	文化財指定後の願興寺境内建造物の修理完了棟数	—	1棟
44	2 伝統行事への支援	御嵩薬師祭礼の来場者数	約3,000人	約3,300人
45	3 文化活動団体への支援	中山道みたけ館及び竹屋資料館における文化活動団体の文化・芸術活動等の見学者数	11,000人	11,600人
施策14 中山道みたけ館を拠点とした郷土の学びと読書の推進				
46	1 郷土館・竹屋資料館の運営	郷土館・竹屋資料館の年間来館者数	23,000人	24,000人
47	2 読書活動の推進	小学生・中学生・高等学校生の個人貸出冊数	年9,700冊	年11,000冊
48	3 図書館の運営	図書館の貸出冊数	年60,000冊	年65,000冊
施策15 スポーツ活動の推進				
49	1 スポーツ、レクリエーション活動の普及	各種大会やイベントの参加人数	406人	450人
50	2 関係団体の充実及び支援	スポーツ・文化倶楽部、体育協会、スポーツ少年団の会員数	1,427人	1,500人
施策16 スポーツ環境の充実				
51	1 施設設備の維持管理	B & G海洋センター及び町民グラウンドの年間利用人数	76,440人	80,000人

21世紀御嵩町教育・夢プラン策定協議会構成員 名簿

(五十音順)

教育関係組織名	氏 名	役職・備考
社会教育委員	大 野 喜代美	委員長
御嵩町文化財保護審議会	黒 川 哲	会長
学校教職員	桑 下 正 之	教務主任代表（向陽中）
青少年育成町民会議	瀬 瀬 友 久	副会長（指導員）
公民館長	佐曾利 正 視	代表（御嵩公民館長）
小中学校教頭会	志 知 利 彦	会長（上之郷中）
学校教職員	下 平 裕 史	主幹教諭（向陽中）
可児郡PTA連合会	須 美 静 香	会長（伏見小PTA）
教育委員	中 瓦 智 子	職務代理者
小中学校校長会	広 瀬 浩 一	会長（共和中）
(一社)みたけスポーツ・文化倶楽部	松 浪 保 夫	代表理事
保育園長	森 川 利 子	代表（上之郷保育園）

御嵩町教育・夢プラン策定協議会 協議会の経過

会 議	期 日	主 な 議 題
第1回	令和7年（2025年） 7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長の選出について ・ 第5次改訂素案について ・ 意見交換
第2回	12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次改訂（案）について
第3回	令和8年（2026年） 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点施策の指標について ・ 最終案について

用語の解説

※本文中に *印のある用語について、その解説を掲載しています。用語右の()内の数字は掲載ページを示しています。

英 字

A L T (エーエルティー) (29)

【定義】日本人教師の外国語授業を補助し、生きた英語や異文化を伝えるために学校に配置される外国語指導助手のことです。

【名称の意味】 Assistant Language Teacher(外国語指導助手)の略称です。

【解説】主に英語を母国語とする外国人が、学級担任や英語科教師と共に授業を行う「チームティーチング(T.T.)」を通じて、児童生徒のリスニングやスピーキングといったコミュニケーション能力を養います。また、直接言葉を交わすことで、海外の文化や考え方に触れ、国際的な視野を広げる国際理解教育の役割も担っています。

G I G A スクール構想 (ギガスクールこうそう) (6、7、28、41)

【定義】児童生徒1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育環境を実現する構想です。

【名称の意味】 GIGA は「Global and Innovation Gateway for All(すべての者にグローバルで革新的な入り口を)」の略称です。

【解説】文部科学省が推進するプロジェクトで、子どもたちの資質・能力を最大限に引き出すため、ICT を鉛筆や消しゴムのように日常的に活用することを目指しています。これにより、個々の習熟度に応じた「個別最適な学び」と、クラスメートや外部の人とつながる「協働的な学び」を一体的に進めることが可能となります。また、災害時や感染症流行時などの非常時における学びの保障という側面も持っています。

I B A (アイビーエー) (28、30、54)

【定義】正式名称を「英検 IBA」といい、実用英語

技能検定(英検)のスコアを予測し、自身の英語力がどのレベルにあるかを短時間で測定することができる、学校・団体向けのテストのことです。

【名称の意味】「Institutional Based Assessment(団体向け評価)」の略称です。

【解説】英検と共通のスコア尺度である「英検 CSE スコア」を用いて評価されるため、現在の実力が英検の何級相当であるかを正確に把握することができます。英検の本試験に比べて実施時間が短く、教室内で手軽に受検できることが特徴です。本町においても、子どもたちが自分の英語の習熟度を客観的に知ること、学習のモチベーションを高め、英検への挑戦を促す「橋渡し」の役割として活用されています。また、学校側にとっては、生徒一人ひとりの得意・不得意を分析し、より効果的な英語指導に繋げるための重要なデータとなります。

I C T (アイシーティー) (1、6、7、8、9、23、28、29、30、33、34、38、41、54、56)

【定義】情報通信技術のことで、PC やタブレットなどの端末、インターネット、ソフトウェアなどを活用して情報をやり取りする技術の総称です。

【名称の意味】 Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称です。従来の「IT(情報技術)」に、「Communication(伝達・交流)」の要素が加わっています。

【解説】教育現場においては、1人1台端末や電子黒板などを活用し、授業の効率化や子どもたちの主体的・協働的な学びを支援するために欠かせない基盤となっています。従来の「IT」がコンピュータを動かす技術そのものを指すのに対し、「ICT」はその技術を使って「人と人」や「人と情報」がつながる活用面に重点が置かれています。学校教育では、調べ学習での活用、意見のリアルタイムな共有、遠隔地との交流授業など、学びの可能性を大きく広げる役割を果たしています。

J L C (ジェーエルシー) (45、57)

【定義】「ジュニア・リーダー・クラブ」の略称で、地域のボランティア活動や子ども会行事のサポートなどに主体的に取り組む、中学生・高校生による青少年団体(ジュニアリーダー)のことです。

【名称の意味】次世代の地域社会を担う「ジュニア(子ども)」の「リーダー(指導的役割)」たちが集う「クラブ」であることを意味します。

【解説】本町の社会教育において、青少年の「自主性」と「社会貢献意欲」を育む重要な組織です。主な活動として、地区の子ども会行事でのレクリエーション指導、町行事の運営ボランティアなど、多岐

にわたります。

WEBフィルタリング(ウェブフィルタリング) (8)

【定義】 インターネット上のウェブサイトを一定の基準で評価し、教育上不適切なサイトや有害なサイトへのアクセスを制限する技術のことです。

【名称の意味】 Web Filtering(ウェブのろ過・選別)を意味します。

【解説】 児童生徒を犯罪や不適切な情報から守り、安全にインターネットを利用させるための仕組みです。学校の1人1台端末においては、学習に関係のないサイトへの接続を制限し、授業に集中できる環境を整える役割も果たしています。一方で、一律に制限するだけでなく、発達段階に応じて適切に情報を選択する力を養うことも重要視されており、本町の教育現場でも「守り」と「学び」のバランスを考慮した運用が行われています。

あ 行

愛の絵手紙&一行詩(あいのえてがみ あんど いちぎょうし) (42)

【定義】 本町が推進する「笑顔づくり運動」の一環として、家族や友人、地域の人など、大切な人への感謝や思いを「絵手紙」や「一行の詩」に託して表現し、交流を深める活動のことです。

【名称の意味】 温かな「愛」のこもったメッセージを、視覚的な「絵手紙」と、短くも心に響く「一行詩」という形式で届けることを意味します。

【解説】 「御嵩町子どもの笑顔づくり条例」の精神を具現化する活動として、長年親しまれています。日常の中にある小さな幸せや感謝を見つけ、それを言葉と絵で表現することで、子どもたちの豊かな感性と「自己肯定感」を育みます。また、作品を町内で展示したり、コンクールを実施したりすることで、子どもから大人まで、町全体に温かな心の輪を広げる役割を果たしています。デジタル化が進む現代だからこそ、手書きの温もりを通じて「人と人とのつながり」を再確認し、思いやりあふれる地域社会をつくるための、本町ならではの心の教育の柱となっています。

アセスメント(あせすめんと) (33)

【定義】 児童生徒一人ひとりの学習状況、心理状態、行動特性、又は障がいの状態などを、客観的な指

標や観察に基づいて多角的に把握・分析し、適切な指導や支援の方向性を導き出す一連の評価プロセスのことです。

【名称の意味】 「評価」や「査定」と訳されますが、単に成績をつけるのではなく、現状を正しく知ること、より良い支援へと「つなげるための見立て」を意味します。

【解説】 教育現場では、主に「教育的アセスメント」と「心理的アセスメント」の両面から行われます。具体的には、知能検査や発達検査、心理検査といった専門的なツールのほか、日々の授業での様子、ノートの記述、アンケート、面談などを通じて情報を収集します。この分析結果をもとに、個別の指導計画を作成したり、集団の中での関わり方を工夫したりします。子どもの「できないこと」を探すのではなく、「何に困っているのか」「どのような方法なら理解しやすいのか」という強みやニーズを明らかにすることで、一人ひとりに寄り添った「個別最適な学び」を実現するための出発点となる重要な工程です。

いじめ未然防止委員会(いじめみぜんぼうし いいんかい) (37)

【定義】 「笑顔づくり条例」に基づき、いじめの防止対策を実効的に行うために教育委員会に設置された附属機関です。

【名称の意味】 いじめが深刻化する前に「未然に防止」することに主眼を置き、子どもたちの笑顔を守るための専門的な議論と対策を行う「委員会」であることを意味します。

【解説】 臨床心理士や学識経験者などの専門家構成され、いじめに関する相談への対応や、事案の調査・調整、学校への具体的な指示・支援などを行います。最大の特徴は、いじめが発生した後の対応だけでなく、条例の基本理念である「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識のもと、未然防止のための施策を専門的知見から審議する点にあります。教育委員会、学校、保護者、地域が連携するための要(かなめ)として機能し、法(いじめ防止対策推進法)に基づく「重大事態」の調査も担うなど、御嵩町における「いじめを許さない、一人にしない」体制を象徴する組織です。

一家庭一実践(いちかていいちじっせん) (42、43、57)

【定義】 各家庭において、家族の絆を深めたり、子どもたちの望ましい生活習慣を身につけさせたりするために、それぞれの家庭の実情に合わせて取り組む「小さくても継続できる約束事」のことです。

【名称の意味】 「一」つの「家庭」で、少なくとも「一」つの具体的な「実践」を無理なく行おう、という呼

びかけを意味します。

【解説】「早寝早起きをする」「毎日朝ごはんを一緒に食べる」「テレビやスマホの時間を決める」「一日の出来事を話す」など、内容は各家庭で自由に決めるのが特徴です。立派な目標を掲げることよりも、家族で話し合っただけのルールを「守り続ける」ことを大切にしています。本町では、この活動を通じて家庭の教育力の向上を図るとともに、学校や地域とも共有することで、子どもたちの健やかな育ちを社会全体で応援する土壌をつくっています。「笑顔づくり条例」が目指す、愛情に満ちた家庭環境づくりの第一歩となる活動です。

命を守る訓練(いのちをまもるくんれん) (39)

【定義】地震、火災、豪雨、不審者の侵入などのあらゆる危機事態を想定し、児童生徒が自らの命を守るために適切な判断と行動ができるよう、学校で実施される実践的な訓練のことです。

【名称の意味】単なる「避難の練習」ではなく、何よりも大切な「命」を守るための「訓練」であることを強調し、一人ひとりに当事者意識を持たせることを意味します。

【解説】これまでの「決められた経路を通るだけの訓練」から、予告なしの実施や、休み時間など教員がそばにいない状況での実施など、より現実に対応した形式へと進化しています。「自助(自分の命は自分で守る)」の意識を高めるとともに、中学生以上では「共助(周りの人を助ける)」の視点も取り入れられます。訓練後には必ず振り返りを行い、自分の行動が適切だったかを考え、改善することで、災害時に「主体的に動ける子ども」を育てることを目指しています。

命の授業(いのちのじゅぎょう) (42)

【定義】生命の誕生、尊さ、そして限りある命の重みについて学び、自分や他者をかけがえのない存在として大切にしようとする心を育む教育活動のことです。

【名称の意味】単なる知識としての生物学的な学びではなく、一人ひとりの「命」そのものに向き合い、生きる力を養う「授業」であることを意味します。

【解説】助産師による誕生の物語、病気や障がい乗り越えて生きる方の体験談、あるいは動植物の飼育や栽培を通じた経験など、多様なアプローチで行われます。自分という存在が多くの愛情に支えられて生まれてきたことを知ることで、自己肯定感を高めるとともに、他者の痛みを感じ取る想像力を養います。

ウェルビーイング(Well-being) (1)

【定義】身体的・精神的・社会的に良い状態であり、一時的な幸福のみならず、持続的な幸福を意味する概念です。

【名称の意味】英語の「Well(良い)」と「Being(状態)」を組み合わせた言葉で、直訳すると「良好な状態」を意味します。

【解説】これからの教育において、子どもたちが自分らしく、生きがいを持って生活できる状態を目指すための重要な柱です。具体的には、一人ひとりが自分の良さを認め(自己肯定感)、学びの楽しさを実感し、他者や地域社会と豊かにつながりながら、自らの可能性を広げている状態を指します。第4期国の教育振興基本計画では、個人の権利や自己実現が保障される「個人的なウェルビーイング」と、他者や社会とのつながりを重視する「社会的なウェルビーイング」の両面を重視することが示されています。

英語検定(えいごけんてい) (28、29)

【定義】文部科学省が後援する、英語の「読む・聞く・話す・書く」の4技能を客観的に評価する国内最大規模の英語検定試験(正式名称:実用英語技能検定、通称:英検)のことです。

【名称の意味】実用的な英語の運用能力を測定し、そのレベルを「検定(判定)」することを意味します。

【解説】学校教育における英語学習の成果を確認する指標として広く活用されています。近年では、単なる知識の暗記ではなく、実際のコミュニケーションで使える英語力が重視されており、入試における優遇措置や単位認定の対象となることも多くあります。本町では、子どもたちの学習意欲を高め、グローバル社会で活躍する基礎力を養うために、検定料の公費助成を行うなど、受検を奨励する取り組みを行っています。目標を持って学習に取り組む姿勢を育むとともに、自身の成長を実感できる機会としての役割を担っています。

笑顔づくりサミット(えがおづくりさみっと) (26)

【定義】児童生徒の代表が集まり、いじめをなくすための取り組みや、誰もが楽しく通える学校づくりについて協議・宣言を行う、子どもたちの主体的な会議(サミット)のことです。

【名称の意味】学校生活において、誰もが「笑顔」で過ごせる環境を自分たちの手で「つくる」ための「サミット(頂上会議・代表者会議)」であることを意味します。

【解説】大人から与えられたルールを守るだけでなく、子どもたちが自分たちの課題として学校生活を捉え、行動方針を決定する場です。各学校で

の「ひびきあい活動」などの実践を持ち寄り、他校の児童生徒と意見交換を行うことで、いじめを許さない心や仲間を大切にする意識を町全体で共有します。ここで決まった「宣言」を各学校に持ち帰り、全校児童生徒に広めることで、子どもたちの手による「自浄作用」や「自治能力」を高め、明るく開かれた学校文化を醸成する重要な機会となっています。

か 行

学力向上推進事業(がくりよくこうじょうすいしんじぎょう) (29)

【定義】 児童生徒の学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るとともに、教員の指導力向上や学習環境の整備を通じて、子どもたちが「わかる・できる」喜びを実感できる教育活動を推進する事業です。

【名称の意味】 単にテストの点数を上げる(学力)ことだけを目指すのではなく、学ぶ意欲や思考力を高めるための施策を、町全体で組織的に「推進」することを意味します。

【解説】 文部科学省の「全国学力・学習状況調査」等の結果分析に基づき、各学校の課題に応じた具体的な改善策を講じます。子どもたちが自ら課題を見つけ、考え、解決していく「生きる力」としての学力を育むために、学校・家庭・地域が一体となって支える体制づくりを行っています。

学校いじめ対策委員会(がっこういじめたいさくいんかい) (37)

【定義】 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処を組織的に行うために各学校に設置される常設の組織です。

【名称の意味】 学校が「組織」として、いじめ問題に対して責任を持って「対策」を講じるための「委員会」であることを意味します。

【解説】 いじめを「担任一人の問題」にせず、学校全体の問題として捉えるための心臓部です。主な役割は、以下の通りです。

- ①情報の共有：ささいな兆候やアンケート結果を速やかに集約する。
- ②事実確認と対応：いじめの疑いがある場合、迅速に調査方針を決定し、被害生徒の保護と加害生徒への指導を行う。
- ③未然防止の計画：年間を通じて、いじめが起きにくい集団づくり(道徳の授業や行事など)を企

画する。本町では、この委員会が中心となり、「笑顔づくり条例」の理念に基づいた、すべての子どもが安心して過ごせる学校づくりを推進しています。

学校運営協議会(がっこうんえいきょうぎかい) (35、36、55)

【定義】 法律に基づき、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度(コミュニティ・スクール)において設置される協議会のことです。

【名称の意味】 学校の「運営」の基本方針について、地域や保護者の代表が「協議」し、より良い学校づくりを共に進める「会」であることを意味します。

【解説】 「地域とともにある学校づくり」の核となる組織です。校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりする役割を担います。「学校を支援する」という一段階上の、「どのような子どもを育てるか」「そのために地域は何ができるか」を学校と地域が対等な立場で「熟議(熟考して議論すること)」する場です。本町においても、各小中学校に設置されており、「地域学校協働本部会」と密接に連携しながら、地域の宝である子どもたちの学びと育ちを支える基盤となっています。

学校ポータルサイト(がっこうぽーたるさいと) (28)

【定義】 学校から保護者や地域住民、そして児童生徒に向けた情報を一元的に集約し、発信するWebサイト(玄関口)のことです。

【名称の意味】 「ポータル(Portal)」は「正門・玄関」を意味し、そこに行けば学校のあらゆる情報にアクセスできるサイトであることを意味します。

【解説】 従来の学校ホームページが進化したもので、単なる学校行事の紹介にとどまらず、ICTを活用した新しい情報共有の形です。学校からの連絡、学年・学級の活動の様子、給食の献立、災害時の緊急連絡などが集約されています。情報をタイムリーに公開・共有することで、学校の教育活動を可視化し、家庭や地域との信頼関係を深めるとともに、教育活動への理解と協力を得るための重要なツールとなっています。

家庭教育学級(かていきょういくがっきゅう) (23、42、57)

【定義】 保護者が家庭教育に関する知識や理解

を深めるため、学校や公民館などを会場に、子どもの発達段階に応じた学習や情報交換を行う学びの場のことです。

【名称の意味】「家庭での教育」について、保護者が「学級」のような仲間づくりをしながら共に学ぶ場であることを意味します。

【解説】親が一人で子育てに悩むのではなく、同じ世代の子を持つ保護者同士が繋がり、専門家の講話を聞いたり、ワークショップで意見を出し合ったりします。内容は、「思春期の子どもとの接し方」「情報モラル(スマホ・SNSとの付き合い方)」「食育」「防災」など多岐にわたります。本町においても、各小中学校や幼稚園・保育園単位で開設されており、「一家庭一実践」を支えるヒントを得る場として、また保護者自身のウェルビーイングを向上させ、地域全体で子どもを育てるネットワークを広げる貴重な機会となっています。

家庭教育支援チーム(かていきょういくしえんちむ)

【定義】(10) 地域の中で孤立しがちな家庭や、子育てに悩みを持つ保護者に対し、身近な立場で相談に乗ったり、情報の提供や学習機会の創出を行ったりする組織です。

【名称の意味】学校や行政だけでなく、地域住民や専門的な知識を持つスタッフが「チーム」となって、家庭の教育力の向上を包括的に支援することを意味します。

【解説】保護者が安心して子育てに向き合えるよう、訪問による相談(アウトリーチ)や、保護者が集まる場での情報交換、子育て講座の開催などを行います。支援の内容は、乳幼児期から思春期まで幅広く、教育委員会、学校、福祉部局、地域組織等と連携しながら活動します。専門家だけでなく、子育て経験者などの地域住民がスタッフとして関わることも多く、家庭の抱える不安や負担を軽減し、地域全体で子どもを育てる環境を整える重要な役割を担っています。

義務教育学校(ぎむきょういくがっこう)(12)

【定義】小学校から中学校までの義務教育(9年間)を、一つの学校として一体的に行う学校種類のことです。

【名称の意味】「小学校」と「中学校」という別々の学校を卒業するのではなく、一つの「義務教育学校」として9年間で修了することを意味します。

【解説】2016年の学校教育法改正により、新たに制度化されました。従来の「6年・3年」という区分にとらわれず、子どもの発達段階に合わせて「4年・4年・4年」や「5年・4年」など、

柔軟に教育課程を編成できるのが特徴です。一つの組織として校長が一人であり、教職員も一つの職員室で9年間を見通した指導にあたるため、学習内容の重複を避けたり、より専門的な指導を早期から行ったりすることが可能です。また、「中1ギャップ」の解消や、異年齢集団での活動を通じた社会性の育成にも大きな効果が期待されています。

キャリア教育(Career Education)(7、29、54)

【定義】一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育のことです。

【名称の意味】「キャリア」とは、単なる職業だけでなく、生涯にわたる「生き方」そのものの積み重ねを意味します。

【解説】子どもたちが「自分はどのような生き方をしたいか」「社会の中でどのような役割を果たしたいか」を考え、自らの意志で進路を選択していく力を養います。具体的な活動としては、職場体験や地域の人々との交流などが挙げられますが、日々の教科学習や行事を通じた「自己肯定感」や「責任感」の育成も重要な要素です。本町においても、地域の豊かな産業や文化に触れる体験活動を通じ、郷土への愛着を持ちながら、将来に夢と志を持って挑戦する子どもたちの育成を推進しています。

キャリア・パスポート(きやりあ・ぱすぽーと)(28、29)

【定義】児童生徒が、小学校から高校等学校の卒業に至るまで、学級活動や行事、日々の学習における自己評価や振り返りを記録し、蓄積していくポートフォリオ(学習記録の積み上げ)のことです。

【名称の意味】自分の将来という「目的地」へ向かって歩いていくための、自分の成長を証明する「パスポート(旅券)」であることを意味します。

【解説】文部科学省の指針により、2020年度(令和2年度)から全国の学校で導入されました。単に記録を残すだけでなく、自分の成長を客観的に振り返ることで、自己肯定感を高め、将来の生き方や進路を主体的に選択する力を養うことが目的です。進学の際には、次の学校(中学校や高校)へその記録が引き継がれ、新しい担任教師が生徒一人ひとりの特性やこれまでの頑張りを早期に理解するための重要な資料となります。

教育支援委員会（きょういくしえんいんかい）（33）

【定義】障がいのある児童生徒や、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの能力や特性を正しく把握し、その可能性を最大限に伸ばすために最もふさわしい「学びの場（就学先や指導内容）」について、専門的な見地から検討・助言を行う組織です。

【名称の意味】単に就学先を決定する場所ではなく、子どもが適切な教育を受けられるよう「教育」の側面から「支援」する方法を協議する「委員会」であることを意味します。

【解説】医師、学識経験者、学校関係者、教育行政職員などの専門家で構成されます。保護者の意向を尊重しながら、専門的な検査結果や行動観察、学校での様子などを総合的に判断し、「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」など、どこでどのような支援を受けるのが本人にとってベストかを審議します。近年では、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」の推進に伴い、入学時だけでなく、成長の過程で継続的に適切な支援の在り方を見守り、助言する役割としての重要性がさらに高まっています。

教育資源（きょういくしげん）（9）

【定義】子どもたちの学習や成長を支えるために活用される、人・もの・施設・情報・資金などのあらゆる要素のことです。

【名称の意味】学校の中にあるものだけでなく、地域社会に眠る価値ある要素を、教育のために活かすべき「資源（リソース）」として捉えた言葉です。

【解説】大きく分けて「人的資源」「物的資源」「地域資源」などがあります。

①人的資源：教職員に加え、地域のボランティア、外部講師、保護者など。

②物的資源：校舎や教材、ICT 機器、図書館の蔵書など。

③地域資源：地域の伝統文化、自然環境、公共施設（公民館・博物館）、地場産業、歴史遺産など。これらを効果的に組み合わせることで、教科書だけでは得られない生きた学びが可能になります。特に「地域とともにある学校づくり」においては、地域全体を一つの大きな「学びの場（教育資源の宝庫）」と捉え、学校と地域が連携してこれらを掘り起こし、活用していくことが重要視されています。

教職員の働き方改革プラン（きょうしよくいんのはたらきかたかいかくぷらん）（38）

【定義】教職員の長時間勤務を是正し、心身の健康を保持することで、一人ひとりの教職員が日々の教育活動に専念し、質の高い教育を継続的に提供できるようにするための具体的な行動計画のことです。

【名称の意味】教職員の「働き方」を根本から「改革」し、持続可能な教育環境を構築するための「プラン（戦略）」であることを意味します。

【解説】近年、学校現場における業務の多様化・複雑化により、教職員の多忙化が深刻な課題となっています。本プランは、以下の3点を柱として取り組まれます。

①業務の適正化：学校が担うべき業務と、地域や行政が担うべき業務を整理し、教職員の負担を軽減します。

②ICT の活用：校務支援システムの導入やオンライン会議の活用により、事務作業の効率化を図ります。

③勤務時間の管理：在校等時間の客観的な把握と、部活動の地域展開などを通じた時間外勤務の削減を進めます。

共生社会（包摂的な社会）（6、21、23、25、26）

【定義】障がいの有無、年齢、性別、国籍、家庭環境などの違いに関わらず、すべての人々が互いに人格と個性を尊重し合い、社会の一員として支え合って生きていく社会のことです。

【名称の意味】「共生」は共に生きること、「包摂（ほうせつ）」は包み込み、排除しないことを意味します。

【解説】多様な背景を持つ人々が、それぞれの違いを「強み」や「個性」として認め合い、誰もが居場所と役割を持って自分らしく輝ける社会を目指す考え方です。教育においては、こうした社会の担い手を育むことが大きな使命となります。学校生活の中で多様な他者と触れ合い、協力し合う経験を積み重ねることで、偏見をなくし、困っている人に自然に手を差し伸べられる「包摂的」な精神を養います。これは持続可能な社会を実現するための基盤となる、本町が目指すべき将来像の一つです。

国の教育3法（くにのきょういくさんぽう）（2）

【定義】日本の教育制度の基礎となる、「教育基本法」、「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び

運営に関する法律(地教行法)」の3つの法律を総称したものです。

【名称の意味】日本の教育における「憲法」「実施ルール」「組織の仕組み」という、最も基本的かつ重要な3つの法律であることを意味します。

【解説】これら3つの法律は、日本の教育の方向性や仕組みを決定づける役割を担っています。

①教育基本法：教育の目的や理念、基本原則を定めた、いわば「教育の憲法」です。

②学校教育法：幼稚園から大学までの学校の種類や設置基準、教育内容などの具体的なルールを定めています。

③地方教育行政の組織及び運営に関する法律：教育委員会制度など、各自治体がどのように教育を管理・運営するかを定めています。

これらは時代の変化に合わせて改正が行われ、現在は「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」の設置努力義務や、義務教育学校の創設、ICT活用の推進など、新しい教育の形を支える法的根拠となっています。

国の定める個別の人権課題(くにのさだめるこべつのじんけんかだい) (26、27)

【定義】法務省等の国の機関が、日本社会において特に解決すべき重要な問題として具体的に掲げている人権に関する諸課題のことです。

【名称の意味】人権という抽象的な概念を、具体的な対象や事象ごとに「個別」の「課題」として明確化したものを意味します。

【解説】現在、法務省では以下の17項目(及び追加項目)を主な人権課題として掲げ、啓発活動を行っています。①女性(DV、ハラスメント等)②子ども(いじめ、虐待、体罰等)③高齢者(虐待、放置等)④障害のある人⑤部落差別(同和問題)⑥アイヌの人々⑦外国人(ヘイトスピーチ等)⑧感染症患者等(HIV、ハンセン病、新型コロナ等)⑨刑を終えて出所した人・その家族⑩犯罪被害者・その家族⑪インターネット上の人権侵害(誹謗中傷等)⑫北朝鮮当局による拉致問題等⑬ホームレス⑭性的マイノリティ(性的指向・ジェンダーアイデンティティ)⑮人身取引(性的搾取、労働強要等)⑯震災等の災害に起因する人権問題⑰ゲノム情報(遺伝情報)による差別

クーリングスポット(クーりんぐすぽっと) (39、40、56)

【定義】熱中症を予防し、児童生徒が屋外活動中や登下校時などに、涼をとって一時的に休息することができるように設けられた避難・休憩場所のことです。

【名称の意味】体を「冷やす(クーリング)」た

めの「地点・場所(スポット)」であることを意味します。

【解説】近年の深刻な夏季の気温上昇に対応するための施設です。登下校中の熱中症対策として、地域の公共施設や店舗などが協力し、子どもたちが緊急的に涼める場所を指すこともあります。本町においても、子どもたちが安全に活動を続けられるよう、学校ポータルサイト等を通じた注意喚起とあわせて、こうしたハード面の「涼の拠点」を確保し、命を守る環境づくりを進めています。

校外教育支援センター(こうがいきょういくしえんせんたー) (8)

【定義】学校に登校することが困難な状況にある児童生徒に対し、学習の支援やカウンセリングなどを行い、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行うための施設です。

【名称の意味】かつては「適応指導教室」と呼ばれていましたが、現在は一人ひとりの状況に合わせた「教育的な支援」を重視する現在の在り方に合わせ、この名称が一般的になっています。

【解説】不登校の状態にある児童生徒に対し、学校以外の「第3の居場所」として、安心できる環境を提供します。主な活動は、個別の学習指導、スポーツや体験活動を通じた集団への適応支援、専門員による教育相談など多岐にわたります。学校や家庭と緊密に連携しながら、子どもたちが自信を取り戻し、自らの進路を切り拓いていけるよう、個々の状況に寄り添ったきめ細かなサポートを行う役割を担っています。

校内教育支援センター(こうないきょういくしえんせんたー) (8、33、34)

【定義】不登校やその傾向にある児童生徒が、学校内で安心して過ごせるよう、通常の教室とは別に校内に設置された専用の学習・相談スペースのことです。

【名称の意味】「学校内」にあり、一人ひとりの状況に合わせた「教育」と「支援」を行うための「拠点(センター)」であることを意味します。

【解説】「教室に入りづらいけれど、学校には行きたい」という思いを持つ子どもたちのために、学習や心のケアを行う第3の居場所です。専門の支援員が配置され、一人ひとりの進度に合わせた学習指導だけでなく、悩みや不安に寄り添う相談活動も行います。本町においても、「一人も見捨てない教育」の実現に向け、児童生徒の社会的自立を促す重要な拠点となっています。オアシス教室とも連携しながら、学校生活への復帰や、その子らしい学びの継続を支える、きめ細かな教育支援の柱として位置付けられています。

子どもの読書活動推進計画(こどものどくしょかつどうすいしんけいかく) (10、51)

【定義】「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が策定する、子どもの読書活動を推進するための施策に関する計画です。

【名称の意味】国が策定する「基本計画」を基本とし、各地域の実情に応じて、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備するための指針であることを意味します。

【解説】子どもが言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かにして、人生をより深く生きる力を身に付ける上で、欠かせない読書活動を社会全体で支援することを目的としています。家庭、学校、図書館などが連携し、乳幼児期から高校生期までの発達段階に応じた読書環境の充実を図ります。具体的には、学校図書館や公立図書館の蔵書の充実、読み聞かせ活動の推進、読書への関心が低い層への働きかけなどが盛り込まれます。近年の計画では、デジタル化に対応した電子書籍の活用や、多様な読書スタイルの保障も重要なテーマとなっています。

個別最適な学びと協働的な学び(こべつさいてきなまなびときょうどうてきなまなび) (28、29)

【定義】子ども一人ひとりの特性や学習状況に応じた「個別最適な学び」と、多様な他者と共に考えを深める「協働的な学び」を一体的に充実させ、資質・能力を育む教育の在り方のことです。

【名称の意味】一人ひとりのペースや興味に合わせた学び(個別最適)と、みんなで協力して新しい価値を生み出す学び(協働的)が、切り離せない「セット」であることを意味します。

【解説】これからの時代に求められる、主体的・対話的で深い学びを実現するための鍵となる考え方です。

①個別最適な学び:ICTを活用して、自分の理解度に合わせて問題を解いたり、興味のあるテーマを深く掘り下げたりします。教員が一人ひとりの状況を把握し、個別に支援することを含みます。

②協働的な学び:自分の考えを他者に伝えたり、異なる意見を擦り合わせたりする中で、自分一人では到達できなかった答えや発見にたどり着く学びです。

この二つを授業の中で往還(行ったり来たり)させることで、孤立した学びにならず、かつ集団の中に埋没もしない、子どもたちの「個」と「絆」の両方を大切に教育を目指しています。

コンプライアンス(こんぷらいあんす) (37、38)

【定義】法令や規則を守ることはもちろん、社会

的な規範や倫理、道徳を尊重し、公務員として、また教育者として誠実に行動することです。

【名称の意味】一般的には「法令遵守」と訳されますが、単に「ルールを守る」だけでなく、期待される役割や社会的な要請に「応える」という意味が含まれています。

【解説】学校におけるコンプライアンスは、子どもたちの安全を守り、教育活動を適正に進めるための土台です。具体的には、個人情報適切な管理、ハラスメント(いじめや体罰、パワーハラスメント等)の防止、公金の適正な処理、不祥事の根絶などが含まれます。教職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、「自分たちの行動が子どもや地域社会にどのような影響を与えるか」を常に問い直しながら行動することが求められます。本町の教育に対する信頼を揺るぎないものにし、子どもたちが安心して学べる環境を維持するために、組織全体で徹底して取り組むべき最重要事項の一つです。

さ 行

ジェンダー平等(Gender Equality) (6)

【定義】一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、自らの意思によって学業や職業、家庭生活などのあらゆる活動を自由に選択し、平等に責任を担い、等しく利益を享受できる状態のことです。

【名称の意味】「ジェンダー(Gender)」とは、生物学的な性別(セックス)ではなく、社会・文化的に形成された性別(「男らしさ」「女らしさ」など)を指します。

【解説】学校教育においては、性別による固定的な役割分担意識(「男子だから」「女子だから」といった偏見)を植え付けないような教育環境を整えることが求められています。すべての児童生徒が、性別を理由に可能性を制限されることなく、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる教育を推進します。これは、持続可能な開発目標(SDGs)の目標5にも掲げられており、多様な価値観が尊重されるこれからの社会を築くための基盤となる考え方です。

自己肯定感(じここうていかん) (8、24、26)

【定義】自分のありのままを大切に思い、自分には価値があると感じる心の状態のことです。

【名称の意味】他人と比較するのではなく、自分の存在そのものを「肯定」する感覚を意味します。

【解説】「何かができるから」「成績が良いから」

といった条件付きの自信ではなく、失敗した自分も含めて「自分は自分でいいんだ」と思える力です。自己肯定感が高まると、新しいことに挑戦する意欲や、困難に直面しても乗り越えようとするしなやかな強さ（レジリエンス）が育まれます。子どもの健やかな成長を支える土台となる非常に重要な感覚です。

自己有用感(じこゆうようかん) (24、26)

【定義】自分が誰かの役に立っている、周囲から必要とされていると感じる心の状態のことです。

【名称の意味】 集団や社会の中で、自分が「有用（役に立つ）」な存在であるという実感を意味します。

【解説】 自己肯定感が「自分の中での納得感」であるのに対し、自己有用感は「他者との関わり」の中で得られる感覚です。「ありがとう」と感謝されたり、役割を果たして認められたりすることで育まれます。学校生活における係活動や地域でのボランティア活動などを通じて、「自分は社会の一員として貢献できている」という実感を積み重ねることが、自信や社会性の向上につながります。

小規模特認校(しょうきぼとくにんこう) (13、33、34)

【定義】 少人数によるきめ細かな指導や、豊かな自然環境を活かした教育など、小規模校ならではの特色ある教育を希望する保護者・児童生徒に対し、従来の通学区域を越えて、町内全域からの入学や転学を認める制度、又はその指定を受けた学校のことです。

【名称の意味】 「小規模」な学校において、特定の条件のもとで区域外からの通学を「特」別に「認める「校（学校）」であることを意味します。

【解説】 通学区域制度を弾力的に運用することで、学校の活性化と、児童生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育環境の選択を可能にするものです。少人数クラスによる手厚い学習指導や、地域と密着した体験活動、豊かな自然の中での教育など、その学校独自の魅力を活かした教育が行われます。本町においても、小規模校の特性をポジティブに捉え、子どもたちの多様な学びのニーズに応えるとともに、学校と地域のつながりを維持・発展させるための重要な施策として位置付けられています。

小中一貫教育制度(しょうちゅういつかんきょういくせいど) (12)

【定義】 小学校と中学校が、9年間の義務教育期間を一貫した教育課程（カリキュラム）に基づい

て編成し、系統的な教育を行う仕組みのことです。

【名称の意味】 6年・3年という学校段階の区切りを超えて、一つの教育目標に向かって「一貫」して教育を行うことを意味します。

【解説】 義務教育9年間を連続したものと捉え、学習指導や生徒指導の足並みを揃えることで、中学校進学時に環境の変化に馴染めず不登校や学力不振に陥る「中1ギャップ」の解消を目指します。具体的には、小学校高学年からの教科担任制の導入、小中学校の教職員による合同研修、異学年交流の促進などが行われます。設置形態には、一つの校舎で学ぶ「施設一体型」や、従来の校舎を維持しつつ連携を深める「施設分離型」などがありますが、いずれも義務教育の質の向上と、子どもたちの円滑な成長を支えることを目的としています。

情報活用能力(じょうほうかつようのうりよく) (28、30、54)

【定義】 世の中の膨大な情報の中から必要なものを選択し、その真偽を判断した上で、ICT（情報通信技術）を道具として活用しながら、自らの考えをまとめたり発信したりして、課題を解決していく力のことで、現代の「学習の基盤となる資質・能力」の一つです。

【名称の意味】 単にパソコンを使える「操作技術」だけではなく、得られた情報をどう「活用」して、より良い社会や人生を切り拓くかという「能力」を指します。

【解説】 文部科学省の学習指導要領において、言語能力などと同様に「学習の基盤」として位置付けられています。具体的には以下の3つの側面から構成されます。

①情報活用の実践力：課題解決のためにICTを適切に使いこなす力。

②情報の科学的な理解：情報の特性（デジタル化の仕組みやネットワーク等）を理解する力。

③情報社会に参画する態度：情報モラルや情報セキュリティを理解し、責任を持って社会に関わる姿勢。

GIGA スクール構想によって一人一台端末が整備された現在、この能力は全教科の学習を深めるための「道具」を使いこなす力として、極めて重要視されています。

情報モラル教育(じょうほうもらるきょういく) (6、8、28、29)

【定義】 コンピュータやインターネット、SNSなどの情報技術を適切に使いこなすために必要な、正しい判断力やマナー、責任感、及び危険から身を守るための知識を身につける教育のことです。

【名称の意味】「情報」社会において、他者への思いやりや倫理観（「モラル」）を持って行動できる力を養う「教育」であることを意味します。

【解説】一人一台端末の活用が進む中で、単に操作に慣れるだけでなく、「情報を正しく見極める力（メディアリテラシー）」「SNSでの誹謗中傷を防ぐ心」「個人情報の保護」「ネット依存の防止」などについて学びます。本町においても、ICT教育を推進する上での「車の両輪」として位置付けられています。学校での授業に加え、保護者を対象とした情報提供（家庭教育学級など）とも連携し、子どもたちがネット社会の加害者にも被害者にもならないよう、自律的にデジタルツールを使いこなす「デジタル主権」の育成を目指しています。

情報リテラシー(Information Literacy) (6)

【定義】情報を適切に探し出し、その内容を正しく理解・分析・評価した上で、目的（課題解決等）に応じて効果的に活用・発信できる能力のことです。

【名称の意味】Information（情報）とLiteracy（読み書き能力・活用能力）を組み合わせた言葉です。

【解説】インターネット上に膨大な情報が溢れる現代において、児童生徒が自ら情報を取捨選択し、安全かつ適切に使いこなすために不可欠な資質です。具体的には、情報の信憑性（正しいかどうか）を判断する「メディアリテラシー」や、著作権の尊重・個人情報の保護といった「情報モラル」なども含まれます。GIGAスクール構想による1人1台端末環境において、学習の基盤となる重要な能力として位置付けられており、文部科学省の学習指導要領でもその育成が強く求められています。

新体力テスト(しんたいりよくてすと)(31、32、55)

【定義】文部科学省が1999年（平成11年）から導入した、国民の体力の現状を把握するための調査（正式名称：スポーツテスト）のうち、児童生徒を対象とした種目の総称です。

【名称の意味】それまでの古い評価基準を見直し、現代の子どもの生活や体格の変化に合わせて「新」しく構築された「体力テスト」であることを意味します。

【解説】小学校から高校まで、毎年実施されます。種目は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン（又は往復持久走）」「50m走」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ（又はハンドボール投げ）」の8種目で構成されてい

ます。個々の結果を全国平均と比較するだけでなく、昨年度の自分からの伸びを確認することで、自身の成長を実感する機会となります。学校現場では、この結果を分析することで、その学校の子どもの強みや課題（例：投力が弱い、持久力が高いなど）を明らかにし、体育の授業改善や外遊びの奨励、休み時間の活用といった具体的な体力向上の取り組みに役立てています。

スクールカウンセラー(すくーるかうんせらー)(37)

【定義】児童生徒の心の悩みや、学校生活における不安を解消するために、専門的な知識と経験に基づいて助言や援助を行う心理学の専門家（臨床心理士や公認心理師など）のことです。

【名称の意味】「学校（スクール）」に配置される、心の相談員（カウンセラー）であることを意味します。

【解説】教員とは異なる第三者の立場から、子どもたちの心のケアにあたります。友だち関係、家庭の問題、不登校、学習の悩みなど、幅広い相談に対応します。また、本人へのカウンセリングだけでなく、保護者への「ペアレント・トレーニング（関わり方の助言）」や、教員に対する「アセスメント（見立て）の共有」も重要な役割です。本町においても、「笑顔づくり条例」が掲げる「誰もが安心して過ごせる環境」を実現するため、子どもたちの「心の安全基地」として、また学校というチームを心理面で支えるパートナーとして配置されています。

スポーツ推進委員(すぽーつすいしんいん)(52)

【定義】スポーツ基本法に基づき、町民のスポーツ振興を図るため、教育委員会から委嘱される非常勤の職員（ボランティア活動を主とする指導者）のことです。

【名称の意味】町民の「スポーツ」活動を「推進」し、健康で活気ある町づくりを支える「委員」であることを意味します。

【解説】本町のスポーツ推進における実働部隊であり、単なる指導員にとどまらず、スポーツ行事の企画・運営や、地域における実技の指導、連絡調整などを行う「コーディネーター」の役割を担います。本町ならではの「ベアリング大会」をはじめ、各種スポーツ教室や市民体育祭などの運営を支え、子どもからお年寄りまでが気軽に体を動かせる環境をつくります。

青少年育成町民会議(せいしょうねんいくせい ちようみんかいぎ) (46、57)

【定義】次代を担う青少年の健全な育成を図るため、町の諸団体や行政、地域住民が広く結集し、町ぐるみで青少年育成運動を推進する組織のことです。

【名称の意味】「青少年」の「育成」という共通の目的のために、「町民」が主体となって集まり、協力し合う「会議(組織)」であることを意味します。

【解説】「わが町の子どもはわが町で育てる」という精神のもと、学校・家庭・地域の三者が連携する接着剤のような役割を果たしています。主な活動として、「社会環境の浄化(見守り活動)」、「青少年の主張大会の開催」、「広報活動(啓発運動)」など、多岐にわたる事業を展開します。本町においても、「笑顔づくり条例」の理念を社会全体に浸透させるための中心的な役割を担っており、子どもたちが地域の一員として大切にされ、健やかに、そして誇りを持って成長できる環境を町民一人ひとりの手で作くり上げるための基盤となっています。

た 行

第2期G I G Aスクール構想(だいにきぎが すくーこうそう) (41)

【定義】2019年(平成31年)から始まった「1人1台端末」環境の整備(第1期)を土台とし、端末の更新(リプレイス)時期に合わせて、より効果的な活用や教育データの利活用、通信ネットワークの高速化などをさらに加速させる次段階の計画のことです。

【名称の意味】端末を「配る」段階から、学びを「深める」という次のステップ(第2期)に入った、地球規模(Global)で革新的(Innovation)な「Gateway for All」の構想であることを意味します。

【解説】第2期の大きな柱は、端末の「更新」と「活用」の質の向上です。単に古いパソコンを買い替えるだけでなく、故障しにくく、より学習に適した仕様の端末へと更新を進めます。また、デジタル教科書やAIドリルなどの活用による「個別最適な学び」と、離れた場所の生徒や専門家とつながる「協働的な学び」を一体的に進め、子どもたちの「情報活用能力」をより高いレベルへと引き上げることを目指します。本町においても、この第2期への移行を通じて、地域や環境に左右されず、最新の技

術を使いこなして未来を切り拓く力をすべての子どもたちが身につけられるよう、インフラと指導体制の両面を強化しています。

多文化共生(たぶんかきょうせい) (15)

【定義】国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

【名称の意味】「多文化(多様な文化)」と「共生(共に生きる)」を組み合わせた言葉です。

【解説】単に「外国人が住んでいる」という状態を指すのではなく、言語、宗教、習慣などのちがいを尊重し、社会のあらゆる場面で共に参画できる環境をつくることを意味します。教育の分野においては、日本語指導が必要な児童生徒へのサポートや、互いの文化を学び合う国際理解教育の推進などが含まれます。多様な価値観に触れることで、子どもたちが広い視野を持ち、ちがいを豊かさとして捉えることができる「開かれた心」を育むことを目指しています。

地域学校協働活動(ちいきがっこうきょうどう かつどう) (9、35、36、55)

【定義】地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生するための活動です。

【名称の意味】学校と地域が、単なる「協力(サポート)」の関係を越えて、対等の立場で目的を共有し、共に働く(協働する)ことを意味します。

【解説】学校を核として、地域住民が放課後の学習支援や登下校の見守り、環境整備、体験活動の指導など、多様な形で教育活動に携わります。これにより、子どもたちは地域の人々と交流しながら豊かな社会性や郷土愛を育み、地域住民もまた活動を通じて生きがいや自己実現を図ることができます。「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」と一体的に推進されることで、学校と地域が双方向に支え合う持続可能な体制が築かれます。

地域学校協働本部会(ちいきがっこうきょうどう ほんぶかい) (35)

【定義】学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を円滑に推進するための、情報共有や協議を行う組織(ネットワーク)のことです。

【名称の意味】「地域」と「学校」が「協働」するための「本部」として、活動の調整や意思決定を行う「会」であることを意味します。

【解説】 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)が学校運営の基本方針を承認する「熟議」の場であるのに対し、地域学校協働本部会は、その方針を実現するために具体的な活動(ボランティアの募集、放課後学習支援、環境整備など)をコーディネートし、実行に移す実働的な組織としての役割を担います。「地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)」を中心に、保護者、地域住民、各種団体などが参画します。本町においても、学校の教育ニーズと地域の支援ニーズをマッチングさせ、子どもたちが多様な大人と関わりながら豊かな経験を積むための「窓口」として、地域コミュニティの活性化と教育の充実を同時に目指す重要な組織となっています。

地域コミュニティ(ちいきこみゆにてい)(10、11)

【定義】 一定の地域に住む人々が、共通の関心や目的を持って関わり合い、支え合って形成している社会的な集団のことです。

【名称の意味】 「地域」という地理的な範囲と、「コミュニティ(共同体)」というつながりを組み合わせた言葉です。

【解説】 単に同じ場所に住んでいるということだけでなく、自治会活動、ボランティア、祭事、地域の見守りなどを通じて生まれる人々の絆を指します。教育の分野においては、子どもたちが学校外で多様な大人と接し、社会性や郷土愛を育むための大切な基盤となります。少子高齢化や核家族化が進む中で、互いに助け合う「共助」の精神を軸とした地域コミュニティの活性化は、子どもたちの安全な暮らしや豊かな成長を支える上で欠かせない要素となっています。

超スマート社会(Society 5.0)(ちょうすまーとしゃかい/そさえてい 5.0)(28)

【定義】 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことです。

【名称の意味】 狩猟社会(1.0)、農耕社会(2.0)、工業社会(3.0)、情報社会(4.0)に続く、人類史上5番目の新しい社会を指します。

【解説】 AI(人工知能)やIoT(あらゆるものがインターネットにつながる仕組み)、ロボットなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、一人ひとりが快適で活力ある生活を送れる社会を目指します。教育の分野においては、こうした社会を生き抜くために必要な「情報活用能力」の育成や、ICTを活用した「個別最適な学び」の実現

が不可欠となります。単に便利な社会になるということではなく、膨大な情報の中から必要なものを選択・活用し、他者と協力しながら新しい価値を創造していく力が、これからの子どもたちに求められています。

通学路交通安全推進会議(つうがくろこうつうあんぜんすいしんかいぎ)(39)

【定義】 児童生徒が安全に通学できるよう、学校、保護者、教育委員会、道路管理者(国・県・町)、警察などの関係機関が連携し、通学路の危険箇所の把握や改善策の検討を継続的に行うための会議体です。

【名称の意味】 「通学路」の「交通安全」を、関係者が一体となって強力に「推進」していくための「会議」であることを意味します。

【解説】 「自分の命は自分で守る」という教育(ソフト面)に加え、大人が責任を持って「安全な環境を整える(ハード面)」ための仕組みです。定期的実施される通学路の合同点検の結果に基づき、「ガードレールの設置」「路面標示(グリーンベルト)の整備」「信号機の調整」といった具体的な対策を協議します。

通学路交通安全プログラム(つうがくろこうつうあんぜんぷろぐらむ)(39、40)

【定義】 通学路の安全確保に向けた取り組みを、単発の点検で終わらせるのではなく、「点検・対策・改善・再評価」というサイクルで継続的に実施するための具体的な計画や手順のことです。

【名称の意味】 安全を確保するための一連の「工程(プログラム)」を明確にし、着実に実行し続ける仕組みであることを意味します。

【解説】 「通学路交通安全推進会議」が中心となって運用されます。単に「危ない場所を直す」だけでなく、以下のような一連の流れを仕組み化しているのが特徴です。

- ①現状把握: 学校や保護者、地域住民から危険箇所の情報を集約する。
- ②合同点検: 関係機関が現地に集まり、多角的な視点で対策を検討する。
- ③対策の実施: 歩道の整備や交通規制などのハード面と、交通安全教室などのソフト面の両輪で対策を行う。
- ④効果把握: 対策後に、実際に危険が解消されたかを再確認する。

デジタル教育基盤(でじたるきょういくばん) (6、7)

【定義】ICT を活用した教育を円滑に行うために必要な、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、及びそれらを支える運用体制やルールの総称です。

【名称の意味】教育を支える「基盤(インフラ)」をデジタル技術によって構築することを意味します。

【解説】具体的には、児童生徒1人1台の「学習用端末」、教室の「高速通信ネットワーク(Wi-Fi)」、デジタル教科書や学習アプリなどの「ソフトウェア」、そしてデータを蓄積・活用する「クラウド環境」などが含まれます。単に設備を整えるだけでなく、これらを安全・効果的に使いこなすためのセキュリティ対策や、教員の指導体制も重要な基盤の一部です。本町においても、このデジタル教育基盤を安定的に運用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を支え、子どもたちの可能性を広げる環境づくりを進めています。

展示図録(てんじずろく) (51)

【定義】博物館や資料館等で開催される特別展や企画展の内容を、写真や解説文、研究資料等と共に一冊の書物にまとめた出版物のことです。

【名称の意味】「展示」された貴重な資料や作品を、図版と記録(「図録」として集約したものであることを意味します。

【解説】「中山道みたけ館」等での企画展は期間が限られています。図録を作成することで、その調査・研究成果を永続的に記録し、広く町内外へ発信することが可能となります。単なるパンフレットではなく、専門家等による解説や詳細な歴史的背景が記されており、郷土の歴史や文化を深く知るための貴重な資料となります。

特別支援教育(とくべつしえんきょういく) (6、9、14、15、33、55)

【定義】障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために適切な指導や支援を行う教育です。

【名称の意味】従来の「特殊教育」という呼称から、障がいの種類にかかわらず「一人ひとりの特別なニーズを支援する」という考え方に転換された用語です。

【解説】障がいのある子どものみならず、LD(学習障がい)やADHD(注意欠如・多動症)など、学習や生活に困難を抱えるすべての子どもを対象としています。学校生活において、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、専門的な視点から支援を行

うとともに、周囲の児童生徒が多様性を理解するための学びの場でもあります。本町においても、通級指導教室や特別支援学級の充実、さらには支援員の配置などを通じて、一人ひとりの可能性を伸ばす体制づくりが進められています。

特定建築物調査(とくていけんちくぶつちょうさ) (47、48、58)

【定義】建築基準法に基づき、公民館、中山道みたけ館などの不特定多数の人が利用する建物(特定建築物)について、構造の耐力、避難施設の整備状況、防火設備の状態などを専門家が定期的に調査し、その結果を特定行政庁に報告する制度のことです。

【名称の意味】町民が社会教育や生涯学習で利用する「特定の建築物」に対し、安全性が法的な基準を満たしているかを専門的な視点で「調査」することを意味します。

【解説】地域住民の学びや交流の拠点、あるいは貴重な歴史資料を保管する生涯学習施設において、目に見えない劣化や不備による事故を未然に防ぐための「建物の健康診断」です。外壁の剥離、屋上の防水状態、避難経路の確保、防火扉の作動状況などを厳密に点検します。本町においては、子どもから高齢者まで多世代が参加する生涯学習活動が安全に行われるよう、施設の「ハード面の安全」を科学的・客観的に担保する仕組みとして位置付けられています。この調査結果を適切に管理・運用することで、災害に強く、町民がいつでも安心して集い、文化や教養を深めることができる社会教育環境の維持・向上を図っています。

ドライシステム(どらいしすてむ) (16)

【定義】給食調理場の床に水をまかず、乾燥した状態で作業を行う調理場の管理方式のことです。

【名称の意味】床を常に「ドライ(乾いた)」な「システム(状態・仕組み)」に保つことを意味します。

【解説】従来の調理場は、床に水をまいて洗浄する「ウェットシステム」が主流でしたが、ドライシステムは床を乾いた状態に保つことで、細菌の増殖を抑え、食中毒のリスクを低減させる高い衛生管理手法です。湿度が下がることで調理員の作業環境が改善されるほか、床の跳ね水による食品への汚染防止、滑り防止による安全性の向上にもつながります。近年の学校給食施設の改修や新設においては、このドライシステムの導入が標準となっており、安全・安心な給食提供の基盤となっています。

な 行

日本語指導教室(にほんごしどうきょうつ) (33、34)

【定義】日本語を母語としない、あるいは日本語の習得が十分でない児童生徒に対し、学校生活や学習に必要な日本語能力を身につけるための特別な指導を行う教室のことです。

【名称の意味】日本語が障壁となって学びが止まらないよう、個別の状況に合わせて「日本語」を重点的に「指導」するための専用の「教室」であることを意味します。

【解説】「取り出し指導」といって、通常の授業時間の一部をこの教室で過ごし、専門の指導員や教員から個別に、又は少人数で日本語を学びます。指導内容は、日常会話などの「生活適応のための日本語」から、教科書の内容を理解するための「学習のための日本語」へと段階的に進められます。単に言葉を教えるだけでなく、子どもたちの母国の文化を尊重し、日本の学校生活にスムーズに馴染めるよう、心のケアや多文化共生の視点に立った支援も行われます。

は 行

非認知能力(ひにんちのうりよく)(7)

【定義】テストやIQ(知能指数)などで数値化することが難しい、個人の内面や他者との関わりに関する能力の総称です。

【名称の意味】読み書きや計算といった「認知能力」に対し、目に見えにくい、数値化(認知)しにくい能力であることを意味します。

【解説】具体的には、目標に向かって取り組む「意欲・忍耐力」、自分を律する「自制心」、他者と協力する「協調性・思いやり」、困難に立ち向かう「回復力(レジリエンス)」などが含まれます。近年の研究では、幼児期から学童期にかけてこれらの能力を育むことが、将来の学力向上や社会的な成功、そして「ウェルビーイング(幸福)」に大きく影響することが明らかになっています。本町の教育においても、教科学習だけでなく、体験活動や行事、日常の関わりを通じて、この「生きる力」の根幹となる能力を育むことを重視しています。

ひびきあい活動(ひびきあいかつどう)(26、27)

【定義】児童生徒が互いの良さを認め合い、思いやりの心を持ってつながることで、いじめのない、温かな人間関係を築くための自主的な活動のことです。

【名称の意味】一人ひとりの心の「響き」を大切に、互いに共鳴(響き合い)しながら、心地よい集団を創り上げていくことを意味します。

【解説】いじめ防止対策推進法に基づき、学校全体で取り組まれる活動です。互いの大切さを認め合う「ひびきあい」の精神を育むことで、誰もが安心して楽しく過ごせる学校生活の実現を目指します。

部活動の地域展開(ぶかつどうのちいきてんかい)(8、33)

【定義】これまで主に学校が運営してきた部活動を、地域クラブや民間団体、スポーツ・文化団体などの地域資源へ段階的に移行し、学校と地域が連携・協力して子どもたちの活動機会を確保・充実させる取り組みのことです。

【名称の意味】単に場所を学校から外へ「移す(移行)」だけでなく、地域の多様な主体が関わり、活動の幅や選択肢を「広げていく(展開)」という前向きな姿勢を意味します。

【解説】少子化に伴う部員不足により、学校単位での活動維持が困難になっている現状や、教員の働き方改革といった課題を背景として全国的に進められています。本町においても、「みたけスポーツ・文化倶楽部」などが受け皿となり、専門的な知識を持つ地域指導者のもとで、子どもたちがより多様で質の高い活動を継続できる環境づくりを目指しています。これにより、学校の枠を超えた仲間づくりや、生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ基盤を養うとともに、地域全体で子どもを育てる仕組みを再構築する重要な転換点となっています。

ふるさとふれあい夢づくり事業(ふるさとふれあいゆめづくりじぎょう)(27)

【定義】御嵩町の自然、歴史、文化、そして地域の人々の知恵を活かし、子どもたちが多様な体験活動を通じて、豊かな感性と郷土を愛する心を育むことを目的とした体験型教育事業です。

【名称の意味】自分たちが育つ「ふるさと」で、地域の人々と「ふれあい」、自らの「夢」や可能性を大きく広げてほしいという願いが込められています。

【解説】学校の授業だけでは得られない「本物の体験」を重視する、御嵩町独自の教育プログラムです。地域の指導者やボランティアの協力のもと、自然

体験、伝統文化の継承、ものづくり、スポーツなど、多岐にわたる活動を展開します。異年齢の子どもたちが共に活動し、地域の大人と深く関わることで、社会性やコミュニケーション能力を養います。

文化芸術推進基本計画(ぶんかげいじゅつすいしんきほんけいかく)(11)

【定義】「文化芸術基本法」に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画です。

【名称の意味】文化芸術を単なる「娯楽」としてではなく、人間が人間らしく生きるための「基盤」として捉え、それを支えるための基本的な指針であることを意味します。

【解説】心豊かな暮らしや、地域の活性化、多様性の尊重などを目的として、文化芸術活動への支援や環境整備の方針を定めます。具体的には、地域の伝統文化の継承、美術・音楽・演劇などの芸術活動の振興、子どもたちが本物の文化芸術に触れる機会の創出、障がい者や高齢者の文化活動の充実などが盛り込まれます。文化芸術の持つ「創造性」や「共感」の力を教育や福祉、観光など幅広い分野に活かし、活力ある地域社会を築くための重要な羅針盤となる計画です。

文化財保護審議会(ぶんかざいほごしんぎかい)(49)

【定義】御嵩町文化財保護条例に基づき、教育委員会の附属機関として設置されている機関です。教育委員会の諮問に応じ、町内の文化財の保存及び活用に関する専門的・技術的事項を調査審議し、教育委員会に対して建議を行う役割を担います。

【名称の意味】郷土の貴重な「文化財」を適切に「保護」し、後世に伝えるための重要事項を「審議」する「会」であることを意味します。

【解説】審議会は、歴史、芸術、学術などの専門的な知見を持つ委員で構成されています。教育委員会が町独自の文化財を指定しようとする際の可否や、保存・修理、有効活用などの重要事項について、専門的な立場から判断を下したり、町に必要な施策を提案(建議)したりすることで、町の文化財保護の根幹を支えています。

ベアリング大会(べあーりんぐたいかい)(52)

【定義】本町発祥の競技で、底面にベアリング(軸受)を組み込んだ特製の金属製円盤(メタル)を、体育館の床面で滑らせて的に当てる、カーリングに似たルールを持つ町独自の軽スポーツ大会です。

【名称の意味】道具の滑走を支える「ベアリング」

をそのまま競技名に冠し、町民がその技術と精度を競い合う「大会」であることを意味します。

【解説】全国的にも極めて珍しい「ものづくり」と「スポーツ」が融合した行事です。使用される「メタル」は、町内の精密機械加工工場で作られた「メイド・イン・ミタケ」の特注品。ベアリングの特性を活かした滑らかな動きが特徴で、約10メートル先の的を狙う戦略性と駆け引きは「床上のカーリング」とも称されます。子どもから高齢者まで、年齢や体力に関わらず同じ土俵で楽しめるため、多世代交流の促進や健康づくりの場として重要視されています。

放課後児童クラブ(ほうかごじどうくらぶ)(13、35、36)

【定義】保護者が共働きや病気などの理由で、放課後に家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るための施設です。

【名称の意味】学校が終わった後の「放課後」の時間帯に、児童が安心して過ごせる「クラブ(居場所・集まり)」であることを意味します。

【解説】一般的に「学童保育」や「学童」とも呼ばれます。児童福祉法に基づき、子どもたちが学校から「ただいま」と帰ってきて、宿題をしたり、友達と遊んだり、おやつを食べたりしながら、保護者が迎えに来るまでの時間を過ごす「生活の場」としての役割を担います。支援員が見守る中で、異学年の交流を通じて社会性を身につけたり、安全に過ごしたりできる環境を整えることで、仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)を支援し、子どもたちの健やかな成長を支える重要な拠点となっています。

包摂的な教育(インクルーシブ教育)(6、7、9、33)

【定義】障がいの有無や家庭環境、国籍等にかかわらず、すべての子どもが排除されることなく同じ場で共に学び、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を受けることができる教育のことです。

【名称の意味】「包摂(ほうせつ)」は包み込むことを意味し、英語の「Inclusive(インクルーシブ)」の訳語です。すべての子どもを教育の枠組みの中に包み込むという意志が込められています。

【解説】「共生社会」を実現するための基盤となる教育のあり方です。単に障がいのある子とない子が同じ教室にいる(統合)だけではなく、個々の特性に合わせた配慮(合理的配慮)を行い、誰もが主体的に学習に参加できる環境を整えることを重視

します。本町においても、特別支援教育の充実や、多様性を認め合う心の育成を通じて、一人ひとりが「自分らしく、共に生きる」力を育む場として推進しています。

ま 行

マネジメントサイクル(Management Cycle) (4)

【定義】組織の目標を達成するために、「計画」「実行」「評価」「改善」の一連の手順を継続的に繰り返す管理手法のことです。

【名称の意味】 Management(管理・経営)の Cycle(周期・循環)を意味します。一般的には「PDCAサイクル」と同義で使われます。

【解説】教育振興基本計画に掲げた施策が、実際にどのような効果を上げたかを客観的に振り返り、次なる取り組みへつなげるための仕組みです。具体的には、計画(Plan)を立て、それに基づき事業を実施(Do)し、その結果を点検・評価(Check)した上で、課題があれば改善(Action)を行うという流れを指します。国の指針においても、教育政策の質を向上させるために、データ等の客観的な根拠に基づくマネジメントサイクルを確立することが重要視されています。

みたけスポーツ・文化倶楽部(みたけすぽーつ・ぶんかくらぶ) (11、52)

【定義】本町における「生涯学習・生涯スポーツ」の振興を目的として設立された一般社団法人による運営組織です。子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、世代を超えてスポーツや文化活動を楽しむことができる地域住民主体の総合型クラブです。

【名称の意味】本町の住民(みたけ)が、それぞれの興味・関心(スポーツ・文化)を通じて集い、親睦を深める「倶楽部(仲間)」であることを意味します。

【解説】この団体は、「地域住民の健康増進」や「多世代交流によるコミュニティの活性化」を本来の目的としています。非営利の一般社団法人として運営されることで、より継続的・安定的な活動基盤を整えており、「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる環境を目指し、トップアスリートを目指すような競技性の高い活動から、未経験者や高齢者が健康のために楽しむ活動まで、多様な教室やサークル活動を展開しています。地域住民が自主的に運営に関わることで、住民同士が教え合い、支え合う「共助」の精神を体現する組織です。

御嵩町学校給食年間指導計画(みたけちょうがっこうきゅうしょくねんかんしどうけいかく) (31、32)

【定義】学校給食を通じて、児童生徒が望ましい食習慣を身につけ、食に関する正しい理解を深めることができるよう、学年ごとの発達段階に応じた指導目標や内容を1年間の流れにまとめた計画のことです。

【名称の意味】「御嵩町」のすべての子どもたちが、1年間の「年間」を通じて、体系的な「食の指導」を受けるための「計画」であることを意味します。

【解説】給食の時間を「生きた教材」として活用するための設計図です。計画には、地産地消(本町産の食材活用)を通じた郷土愛の醸成、感謝の心(いただきます・ごちそうさま)、栄養バランスの知識、伝統的な食文化の継承などが盛り込まれます。具体的には、月ごとの献立と連動した「食育の日」の指導や、栄養教諭による専門的な授業、放送や掲示物による啓発活動などがこの計画に基づいて実施されます。家庭とも連携し、子どもたちが生涯にわたって健康に暮らすための「食の自己管理能力」を養うことを目指しています。

第5次 21世紀御嵩町教育・夢プラン

令和8年3月発行

御嵩町教育委員会

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL 0574-67-2111 FAX 0574-67-1902